

すそのふれあいプラン

第7期裾野市障がい福祉計画

第3期裾野市障がい児福祉計画

令和6年3月

裾 野 市

は　じ　め　に

障がいのある人等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、本市の障がい福祉サービス等の整備に関する基本方針を決定しました。障がいのある人を取り巻く環境の変化や国・県の動向を踏まえサービスを確保し、新たな『すそのふれあいプラン』として『第7期裾野市障がい福祉計画』及び『第3期裾野市障がい児福祉計画』を一体的に作成し、今後の3年間の支援の方向性などについて決めました。



最も大切なことは、障がいのある人に自立を促し地域での生活を確保し、定着させていくことにあります。そのため、地域生活支援の充実を図るための重層的支援の体制整備と、基幹相談を含む相談体制の充実が必要となっており、障がいのある人を支援する体制づくりを考慮し作成いたしました。

また、発達障がい者・医療的ケア・高次脳機能障がい者等、様々な障がいに対応した計画となっており、幅の広い総合的な支援につながることで、その人らしい自立した生活が送れるよう支援を広げてまいります。

結びに本計画の策定に参画いただきました裾野市障害者計画等策定委員の皆様、並びにアンケート調査にご協力いただきました市民の皆様に心からお礼を申し上げますとともに、市民の皆様には、本計画の実現に向け一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和6年3月

裾野市長　村　田　悠

－ 目 次 －

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の法的根拠・位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定方法	2
5 SDGs（持続可能な開発目標）の推進	3
第2章 本市の障がい者を取り巻く現状	4
1 統計データからみる障がいのある人の現状	4
2 市民アンケート調査結果からみた障がいのある人の現状	15
第3章 計画の基本的な考え方	34
1 計画の基本理念	34
2 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本的な考え方	35
第4章 成果目標・活動指標の設定	36
1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標の設定	36
第5章 サービス量の見込みと確保の方策	46
1 障がい福祉サービスの体系	46
2 サービス量の見込みと確保の方策	47
第6章 計画の推進に向けて	65
1 計画の周知・啓発	65
2 計画の推進体制の構築	65
3 計画の進行管理と評価	65
資料編	66
1 裾野市障害者計画等策定委員会設置条例	66
2 裾野市障害者計画等策定委員会委員名簿	67
3 計画の策定経過	68

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

国では、近年、多方面にわたって障がい者に関連する法律や制度改革を行ってきました。平成22年に「障害者自立支援法」を改正し、さらに平成25年にはこの法律の名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」とする）」へと改めるとともに、障がい者の地域生活を総合的に支援することを目標として掲げました。また、平成23年には「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義が見直されるとともに、市町村において「障害者基本計画」の策定が義務付けられました。

平成24年に制定された「障害者虐待防止法」や「障害者雇用促進法」、平成25年の「障害者総合支援法」等の施行によって、障がいのある人の暮らしへの支援を総合的かつ計画的に進めるための体制の整備が推進されています。そして、平成28年には障がい者への不当な差別を禁止する「障害者差別解消法」が施行されました。

また、平成30年には、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行により、障がい児のサービスに係る提供体制を計画的に構築するための「障害児福祉計画」を定めるものとされました。

こうした流れを踏まえながら、本市では、『すそのふれあいプラン』と称して、令和3年3月に『第5次裾野市障がい者計画』、『第6期裾野市障がい福祉計画』及び『第2期裾野市障がい児福祉計画』を策定し、障がいのある人を支援するための施策を推進してきました。このたび、『第6期裾野市障がい福祉計画』及び『第2期裾野市障がい児福祉計画』それぞれの計画期間が満了することから、障がいのある人を取り巻く環境の変化や国・県の動向を踏まえ、新たな『すそのふれあいプラン』として、『第7期裾野市障がい福祉計画』及び『第3期裾野市障がい児福祉計画』を一体的に策定するものです。

2 計画の法的根拠・位置づけ

『第7期裾野市障がい福祉計画』は障害者総合支援法第88条により規定されている市町村障害福祉計画です。『第3期裾野市障がい児福祉計画』は児童福祉法第33条の20により規定されている市町村障害児福祉計画です。また、これらの計画は、サービスの提供量を確保するために具体的な数値を定める計画です。

また、これらの計画は、上位計画である『第5次裾野市総合計画』及び『第4次裾野市地域福祉計画』をはじめとする国・県・市の関連計画との整合を図り、一体的に推進していきます。

3 計画の期間

『第7期裾野市障がい福祉計画』及び『第3期裾野市障がい児福祉計画』の期間は令和6年度から令和8年度までの3年間です。

なお、計画期間内であっても、障がい者を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の策定方法

（1）市民アンケート調査の実施

障がいのある人の日常生活等に関する状況やニーズを把握し、計画を見直すための基礎資料とすることを目的に、市内の障がいのある人を対象に市民アンケート調査を実施しました。（調査結果は15ページ～）

（2）策定委員会における協議

計画の見直しに際しては、市民の意見が反映されるよう、また、裾野市障がい者自立支援協議会と連動して内容の決定ができるよう、行政内部だけでなく、障がい者団体、福祉関係者等によって構成される「裾野市障害者計画等策定委員会」を設置し、計画内容の審議・検討を行いました。

（3）パブリックコメントの実施

計画素案の段階で市民から幅広く意見を募り計画へと反映するため、パブリックコメントを実施しました。

5 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、平成28年から令和12年までの国際社会における共通の目標です。

地球上の誰一人として取り残さない持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されており、我が国においても国や自治体、団体、企業等が様々なパートナーシップのもと、その実現に向けた取り組みを始めています。

本計画の上位計画である「第5次裾野市総合計画」において、SDGsを踏まえた施策の推進を図っていることから、本計画においてもSDGsを踏まえた施策の推進を図ります。

17のゴールのうち、本計画と関連のあるものは以下の6つです。

【本計画と関連のあるSDGsのゴール】

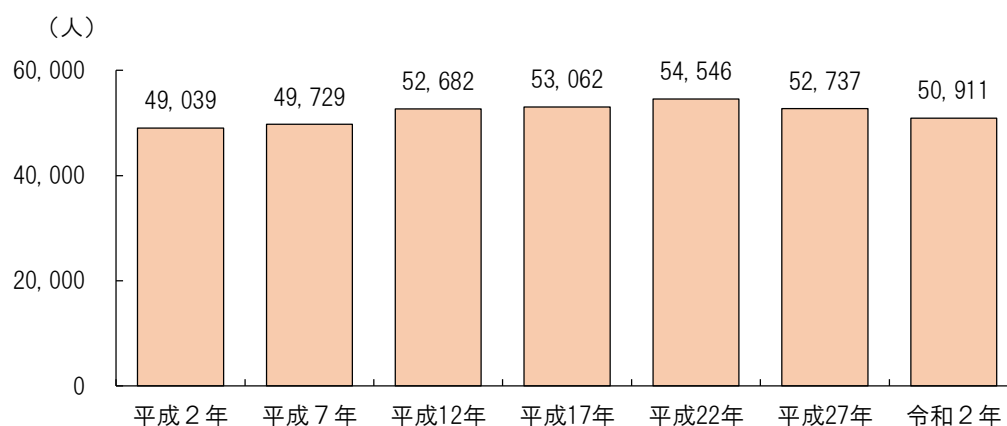


第2章 本市の障がい者を取り巻く現状

1 統計データからみる障がいのある人の現状

(1) 人口の推移

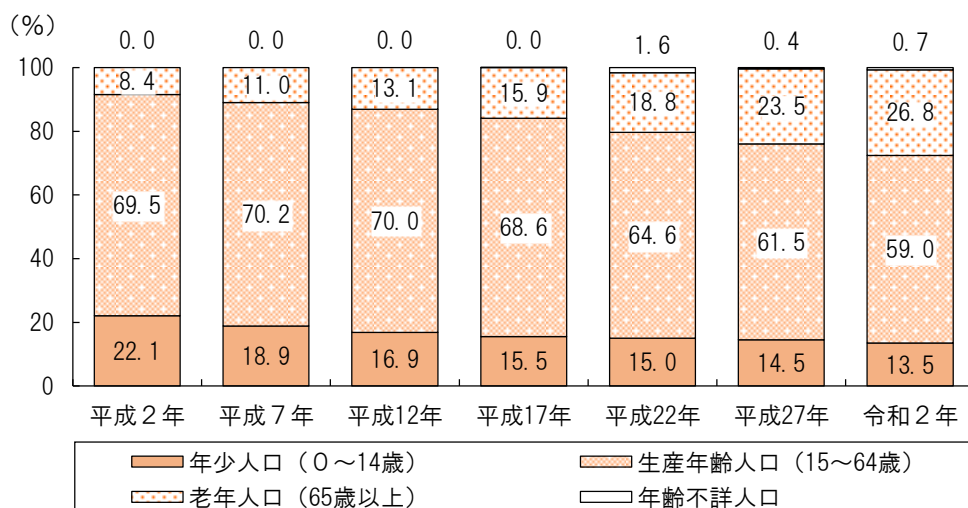
◆総人口の推移



出典：国勢調査（各年10月1日現在）

本市の総人口は、平成2年以降増加傾向にありましたが、平成22年を境に減少に転じ、令和2年では50,911人となっています。

◆年齢3区分別人口構成比の推移

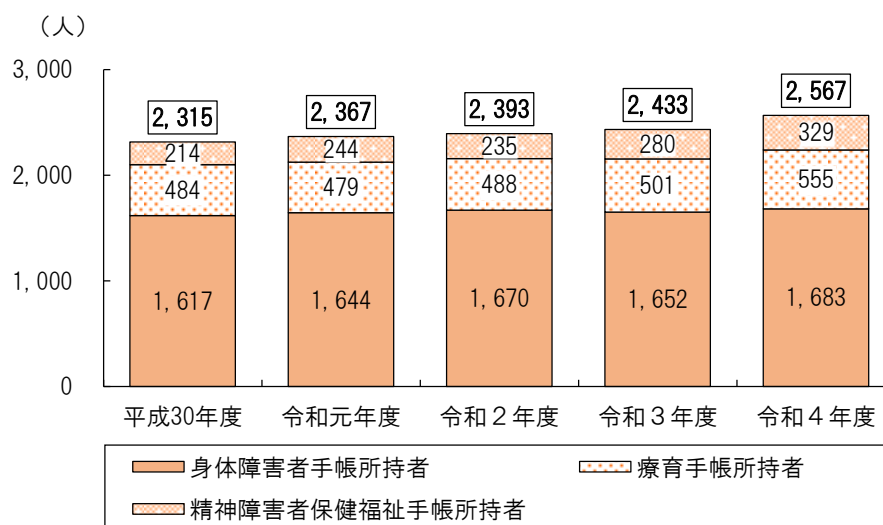


出典：国勢調査（各年10月1日現在）

令和2年の年齢3区分別人口構成比は、「年少人口（0～14歳）」が13.5%、「生産年齢人口（15～64歳）」が59.0%、「老年人口（65歳以上）」が26.8%となっており、「老年人口（65歳以上）」の割合の増加が目立っています。

(2) 障がいのある人の推移

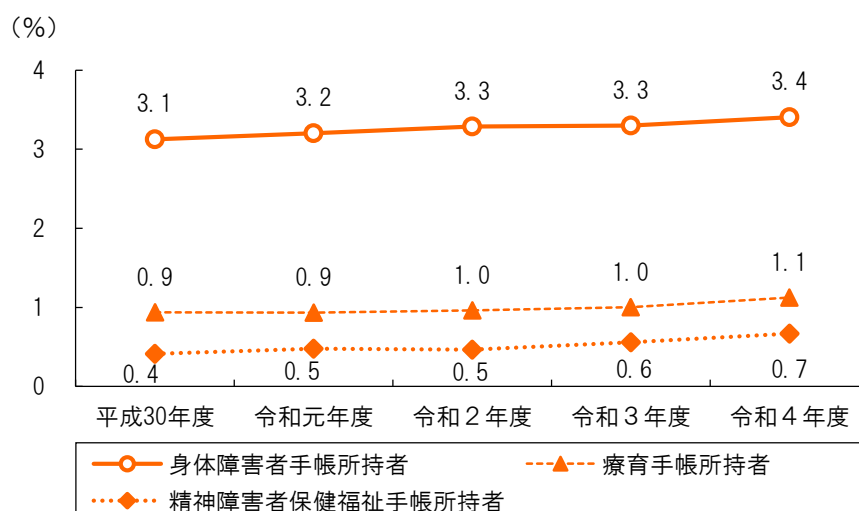
◆種類別障害者手帳所持者数の推移



出典：総合福祉課（各年度末現在）

令和4年度の障害者手帳所持者数は、2,567人（重複あり）となっています。内訳は、「身体障害者手帳所持者」が1,683人、「療育手帳所持者」が555人、「精神障害者保健福祉手帳所持者」が329人となっています。平成30年度以降、いずれの障害者手帳所持者数も増減を繰り返しています。なお、平成30年度からの4年間で「身体障害者手帳所持者」は66人、「療育手帳所持者」は71人、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は115人増加しており、全体では252人増加しています。

◆総人口に占める各障害者手帳所持者割合の推移



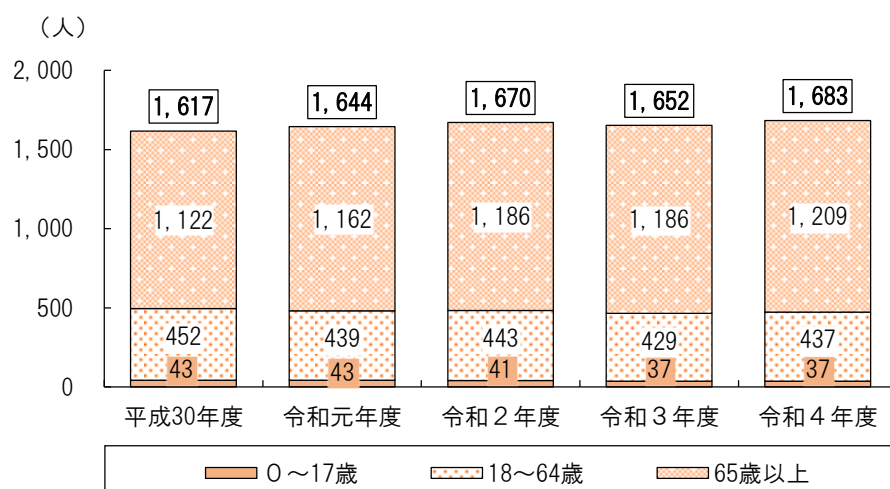
出典：総合福祉課（各年度末現在）

令和4年度の各障害者手帳所持者の総人口に占める割合は、「身体障害者手帳所持者」が3.4%、「療育手帳所持者」が1.1%、「精神障害者保健福祉手帳所持者」が0.7%となっており、いずれの障害者手帳所持者割合も微増傾向にあります。

(3) 障がいの種別・等級別の状況

①身体障がい者の状況

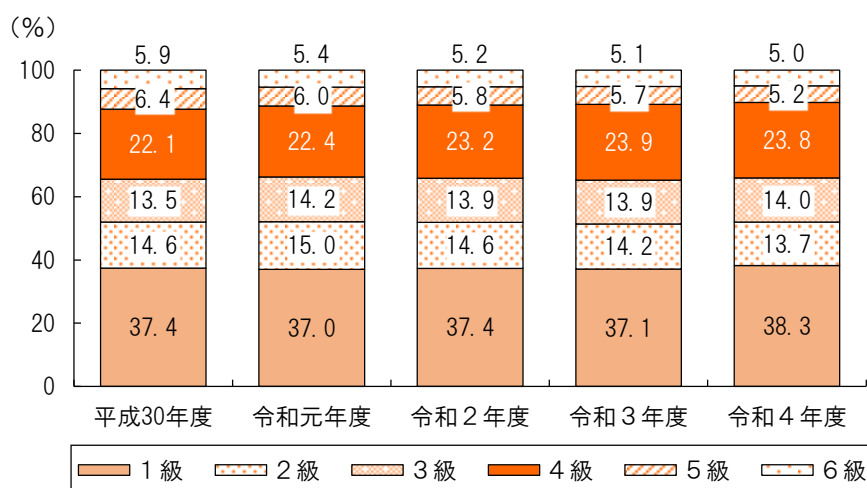
◆年齢別身体障害者手帳所持者数の推移



出典：総合福祉課（各年度末現在）

令和4年度の年齢別にみた身体障害者手帳所持者数は、「0～17歳」が37人、「18～64歳」が437人、「65歳以上」が1,209人となっています。平成30年度以降、「0～17歳」「18～64歳」は減少傾向、「65歳以上」は増加傾向となっていることから、高齢化の影響がうかがえます。

◆障がいの等級別身体障害者手帳所持者の構成比の推移



出典：総合福祉課（各年度末現在）

令和4年度の身体障害者手帳所持者における各等級の構成比は、「1級」が38.3%、「2級」が13.7%、「3級」が14.0%、「4級」が23.8%、「5級」が5.2%、「6級」が5.0%となっています。「1級」と「2級」の合計が全体の約半数を占めています。

◆障がいの等級別にみた身体障害者手帳所持者の障がいの種類の分布

(単位：人)

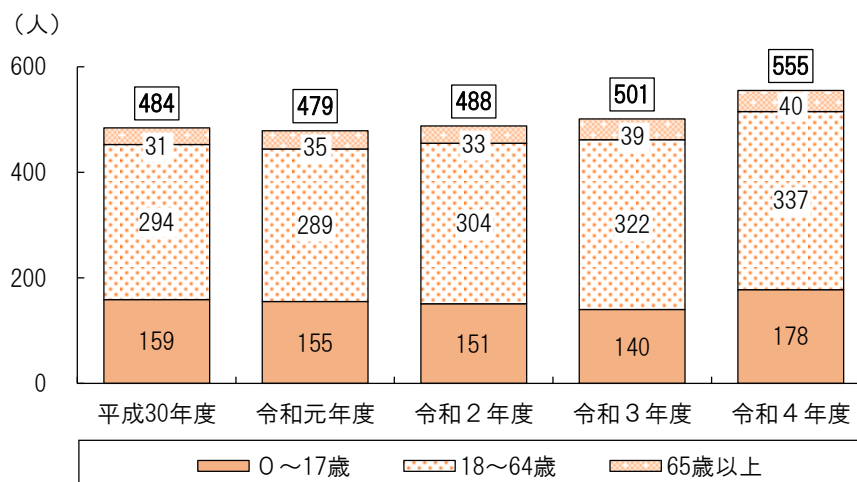
	合計	視覚障がい	聴覚平衡 機能障がい	音声言語 そしゃく 機能障がい	肢体不自由	内部障がい
1級	644	32	3	1	199	409
2級	231	40	29	0	162	0
3級	236	3	18	13	125	77
4級	401	13	32	7	201	148
5級	88	16	0	0	72	0
6級	83	7	32	0	44	0
合計	1,683	111	114	21	803	634

出典：総合福祉課（令和5年4月1日現在）

令和5年の障がいの等級別にみた身体障害者手帳所持者の障がいの種類は、1級において、「内部障がい」が409人と最も多く、2級から6級においては、「肢体不自由」が最も多くなっています。

②知的障がい者の状況

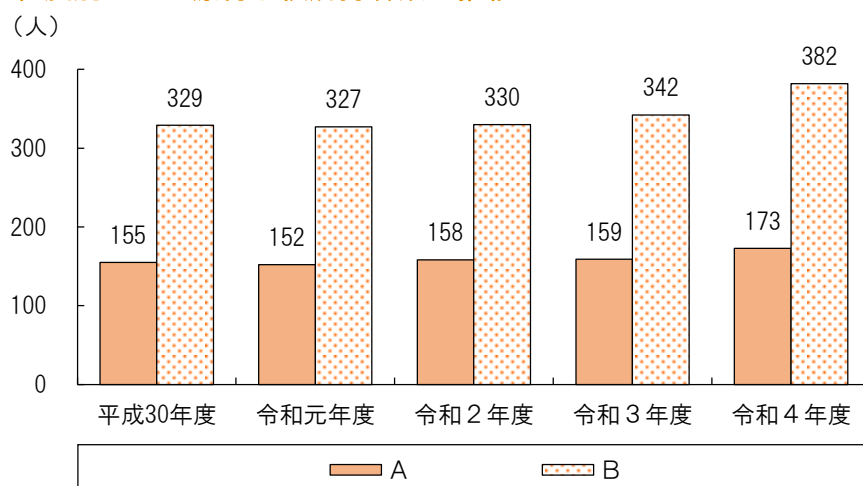
◆年齢別療育手帳所持者数の推移



出典：総合福祉課（各年度末現在）

令和元年度の年齢別にみた療育手帳所持者数は、「0～17歳」が178人、「18～64歳」が337人、「65歳以上」が40人となっています。平成30年度以降、いずれの年齢も増減を繰り返しています。なお、平成30年度からの4年間で「0～17歳」は19人、「18～64歳」は43人、「65歳以上」は9人増加しており、全体では71人増加しています。

◆障がいの程度別にみた療育手帳所持者数の推移



出典：総合福祉課（各年度末現在）

令和4年度の障がいの程度別にみた療育手帳所持者数は、「A」が173人、「B」が382人となっています。平成30年度以降、どちらの障がい程度も増減を繰り返しています。なお、平成30年度からの4年間で「A」は18人、「B」は53人増加しています。

◆障がいの程度別にみた療育手帳所持者の年齢分布

(単位：人)

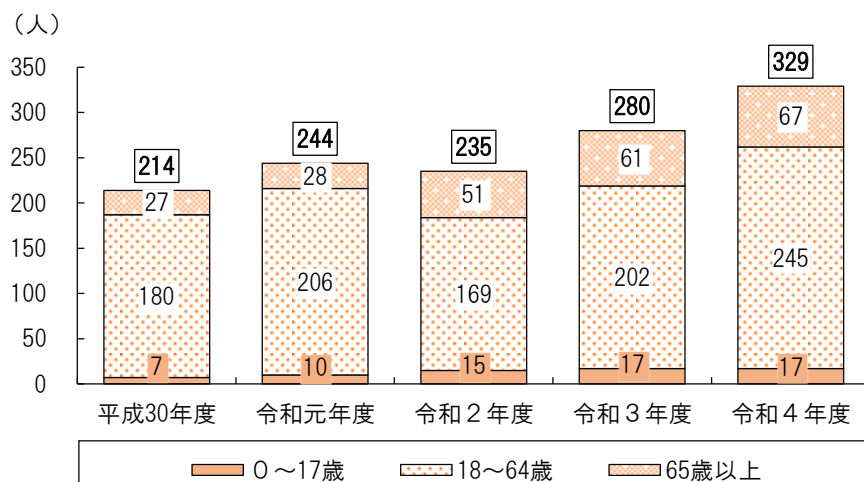
	合計	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
A	173	46	64	43	20
B	382	132	158	72	20
合計	555	178	222	115	40

出典：総合福祉課（令和5年4月1日現在）

令和5年の障がいの程度別にみた療育手帳所持者の年齢分布は、A、Bともに「18～39歳」が最も多くなっています。また、Bにおいては、「0～17歳」と「18～39歳」の合計が全体の7割強を占めています。

③精神障がい者の状況

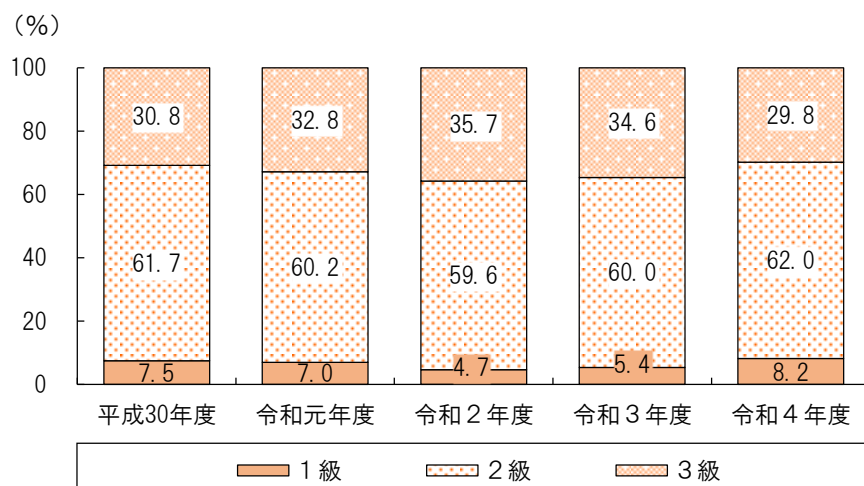
◆年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



出典：総合福祉課（各年度末現在）

令和4年度の年齢別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「0～17歳」が17人、「18～64歳」が245人、「65歳以上」が67人となっています。平成30年度以降、いずれの年齢層においても増加傾向となっています。

◆障がいの等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の構成比の推移



出典：総合福祉課（各年度末現在）

令和4年度の精神障害者保健福祉手帳所持者における各等級の構成比は、「1級」が8.2%、「2級」が62.0%、「3級」が29.8%となっており、平成30年度以降、いずれの等級においても増減を繰り返しています。

◆障がいの程度別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢分布

(単位：人)

	合計	0～17 歳	18～39 歳	40～64 歳	65 歳以上
1 級	27	1	3	5	18
2 級	204	8	72	90	34
3 級	98	8	50	25	15
合計	329	17	125	120	67

出典：総合福祉課（令和5年4月1日現在）

令和5年の障がいの等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢分布は、1級において「65歳以上」が18人、2級においては「40～64歳」が90人、3級においては「18～39歳」が50人と最も多くなっています。

(4) 就園・就学・就労の状況

①就園状況

◆保育所における特別支援教育対象児童の在籍状況の推移

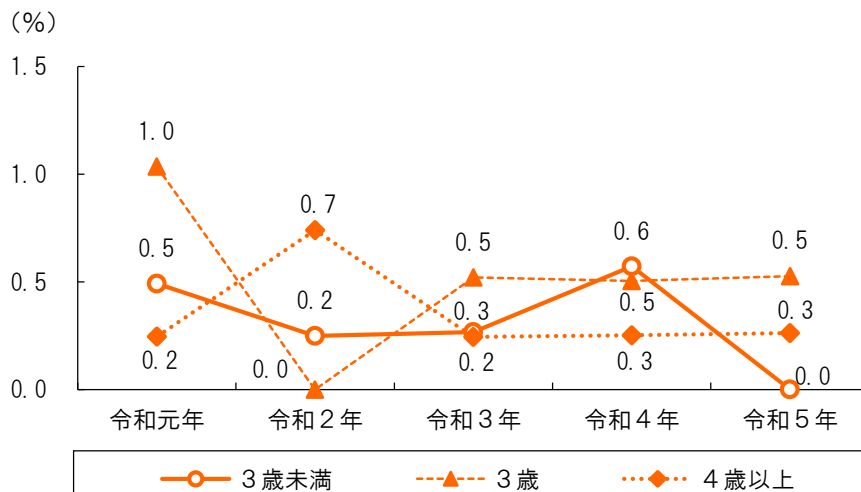
(単位：人)

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
在籍児数	3歳未満	407	401	374	350	343
	3歳	193	195	192	198	190
	4歳以上	407	405	409	396	380
	合計	1,007	1,001	975	944	913
特別支援教育 対象児童数	3歳未満	2	1	1	2	0
	3歳	2	0	1	1	1
	4歳以上	1	3	1	1	1
	合計	5	4	3	4	2

出典：幼稚園・保育園課、総合福祉課（各年5月1日現在）

令和5年の保育所在籍児数は913人で、そのうち特別支援教育対象児童数は2人となっています。保育所在籍児数は、令和元年以降の4年間で94人減少しており、在籍児数の減少に伴って特別支援教育対象児童数も減少しています。

◆年齢別にみた保育所在籍児に占める特別支援教育対象児の割合の推移



出典：幼稚園・保育園課、総合福祉課（各年5月1日現在）

令和5年の保育所における特別支援教育対象児の割合は、「3歳」が0.3%、「4歳以上」が0.5%となっています。

◆幼稚園における特別支援教育対象児の在籍状況の推移

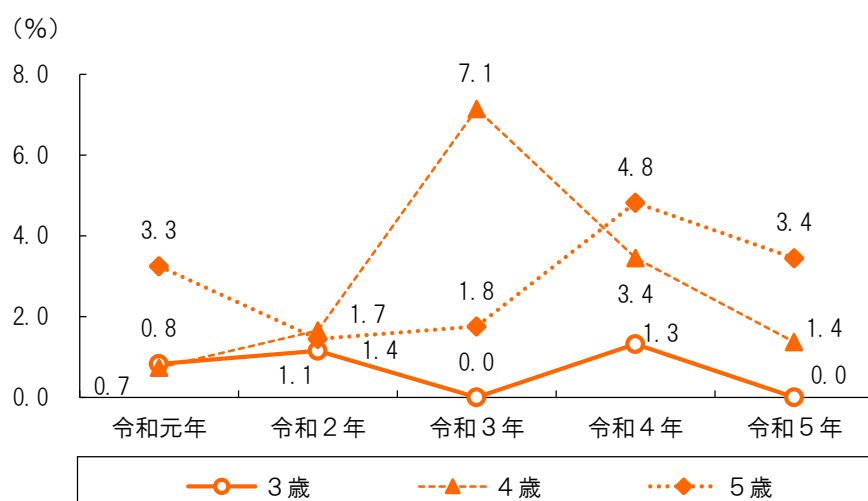
(単位：人)

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
在籍児数	3歳	121	87	92	76	58
	4歳	136	121	84	87	73
	5歳	123	138	114	83	87
	合計	380	346	290	246	218
特別支援教育 対象児童数	3歳	1	1	0	1	0
	4歳	1	2	6	3	1
	5歳	4	2	2	4	3
	合計	6	5	8	8	4

出典：幼稚園・保育園課、総合福祉課（各年5月1日現在）

令和5年の幼稚園在籍児数は218人で、そのうち特別支援教育対象児童数は4人となっています。幼稚園在籍児数は、令和元年以降の4年間で162人減少しています。在籍児数は減少を続けている一方、特別支援教育対象児童数は増減を繰り返しています。

◆年齢別にみた幼稚園在籍児に占める特別支援教育対象児の割合の推移



出典：幼稚園・保育園課、総合福祉課（各年5月1日現在）

令和5年の幼稚園における特別支援教育対象児の割合は、「4歳」が1.4%、「5歳」が3.4%となっています。

②就学状況

◆特別支援学級の状況の推移（小学校）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
設置校数（校）	5	5	5	5	5
学級数（学級）	11	12	12	14	15
児童数（人）	61	68	68	73	80

出典：学校教育課（各年5月1日現在）

令和5年の小学校における特別支援学級の設置校数・学級数・児童数は、5校・15学級・80人となっています。令和元年以降の4年間に於いて、設置校数は横ばいとなっていますが、学級数は4学級増加し、それに伴い児童数も19人増加しています。

◆特別支援学級の状況の推移（中学校）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
設置校数（校）	4	4	4	4	3
学級数（学級）	7	6	7	7	8
生徒数（人）	23	20	32	39	43

出典：学校教育課（各年5月1日現在）

令和5年の中学校における特別支援学校の設置校数・学級数・生徒数は、3校・8学級・43人となっています。令和元年以降の4年間に於いて、設置校数は1校減少、学級数は1学級増加し、生徒数は20人増加しています。

◆通級指導教室の状況の推移（小学校）

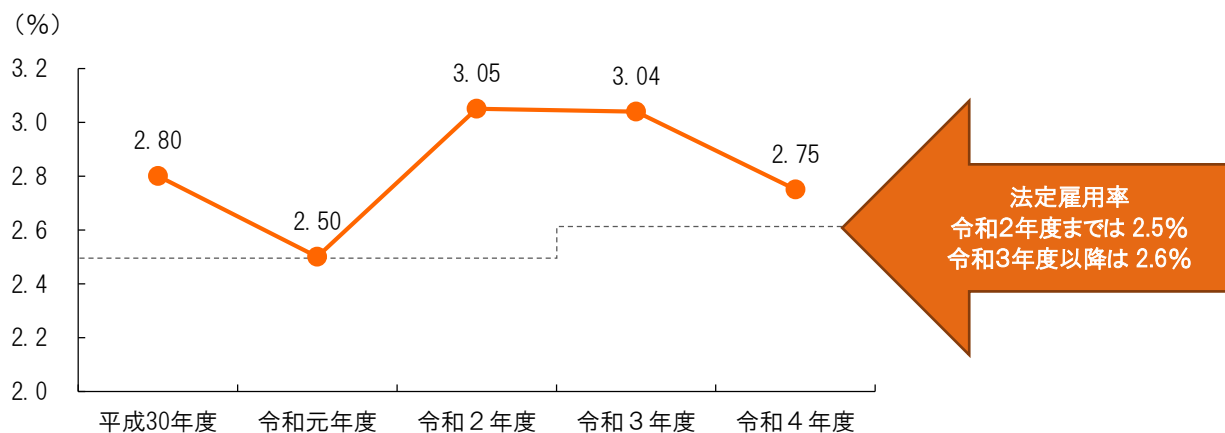
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
児童数（人）	75	80	82	94	88

出典：学校教育課（各年5月1日現在）

通級指導教室の児童数は、令和元年から令和4年にかけては増加傾向にありましたが、令和5年に減少に転じ、88人となっています。

③就労状況

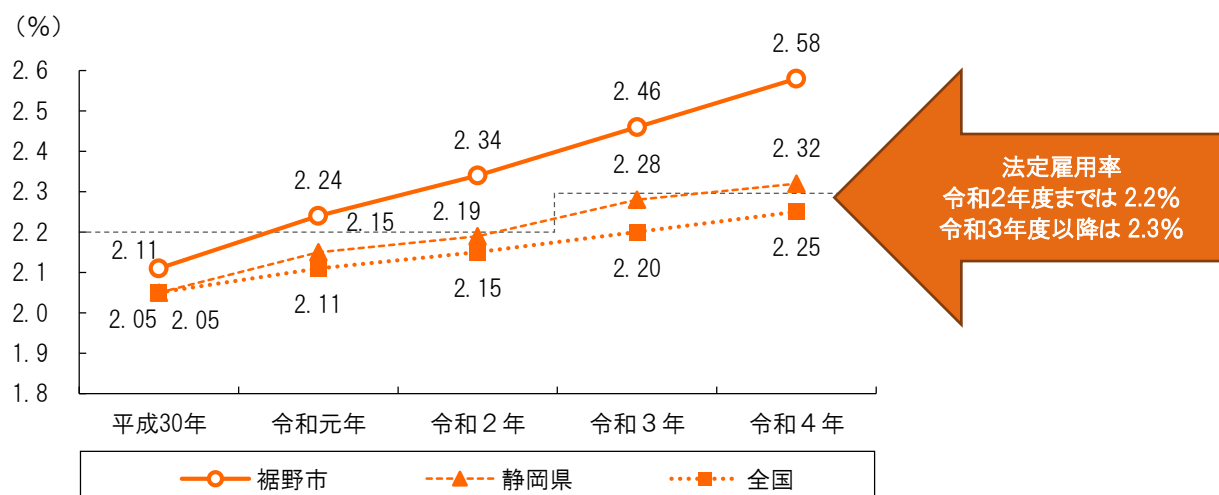
◆市職員における障がい者雇用率の推移



出典：人事課（各年度末現在）

令和4年度の市職員における障がい者雇用率は、2.75%となっています。令和3年度以降の法定雇用率 2.6%には達していますが、前年度と比較すると0.29ポイント低下しています。

◆民間企業における障がい者雇用率の推移



出典：「ハローワーク沼津」（各年6月1日現在）、
＜静岡県・全国＞静岡労働局「障害者雇用の状況について」（各年6月1日現在）

令和4年の裾野市の民間企業における障がい者雇用率は、2.58%となっています。令和3年度以降 2.3%となった法定雇用率に達しており、前年と比較すると0.12ポイント上昇しています。また、静岡県・全国の雇用率を、それぞれ0.26ポイント、0.33ポイント上回っています。

2 市民アンケート調査結果からみた障がいのある人の現状

(1) 調査の概要

①調査の目的

本計画の見直しに向けて、障がいのある方の実情やニーズを調査し分析するとともに、その意向を反映させるために実施しました。

②調査の方法

対 象 者：市内に在住の各種障害者手帳所持者

標 本 数：800 人

調査方法：郵送配布－郵送回収

調査期間：令和5年1月12日～1月27日

③回収状況

発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
800 人	520 人	516 人	64.5%

※有効回収数は、回収数のうち白票や無効票を除いた数

④注意事項

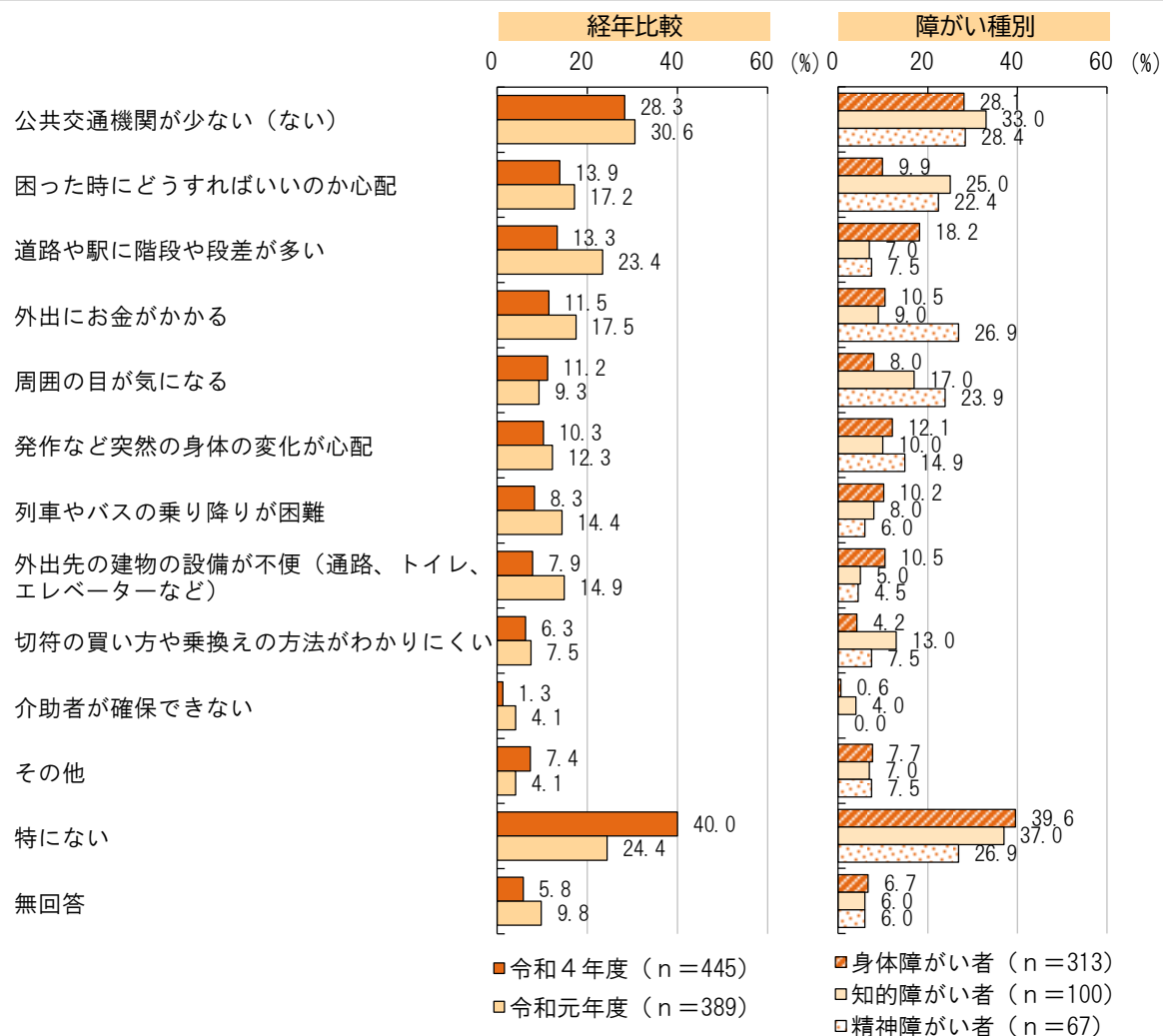
- ・回答率（％）は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数第二位を四捨五入しています。したがって、比率の数値の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しており、したがって、複数回答可の設問はすべての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。
- ・グラフ中の「n（Number of caseの略）」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。
- ・該当質問に回答した人の実数（回答母数）が少ないもの（30件以下）は、あくまで参考値とし、本文ではふれていません。

(2) 調査の結果

①日中活動や就労について

◆外出する時に困ること

※【1週間に外出する頻度】において「毎日外出する」「1週間に数回外出する」「たまに外出する」のいずれかを選択した方のみ

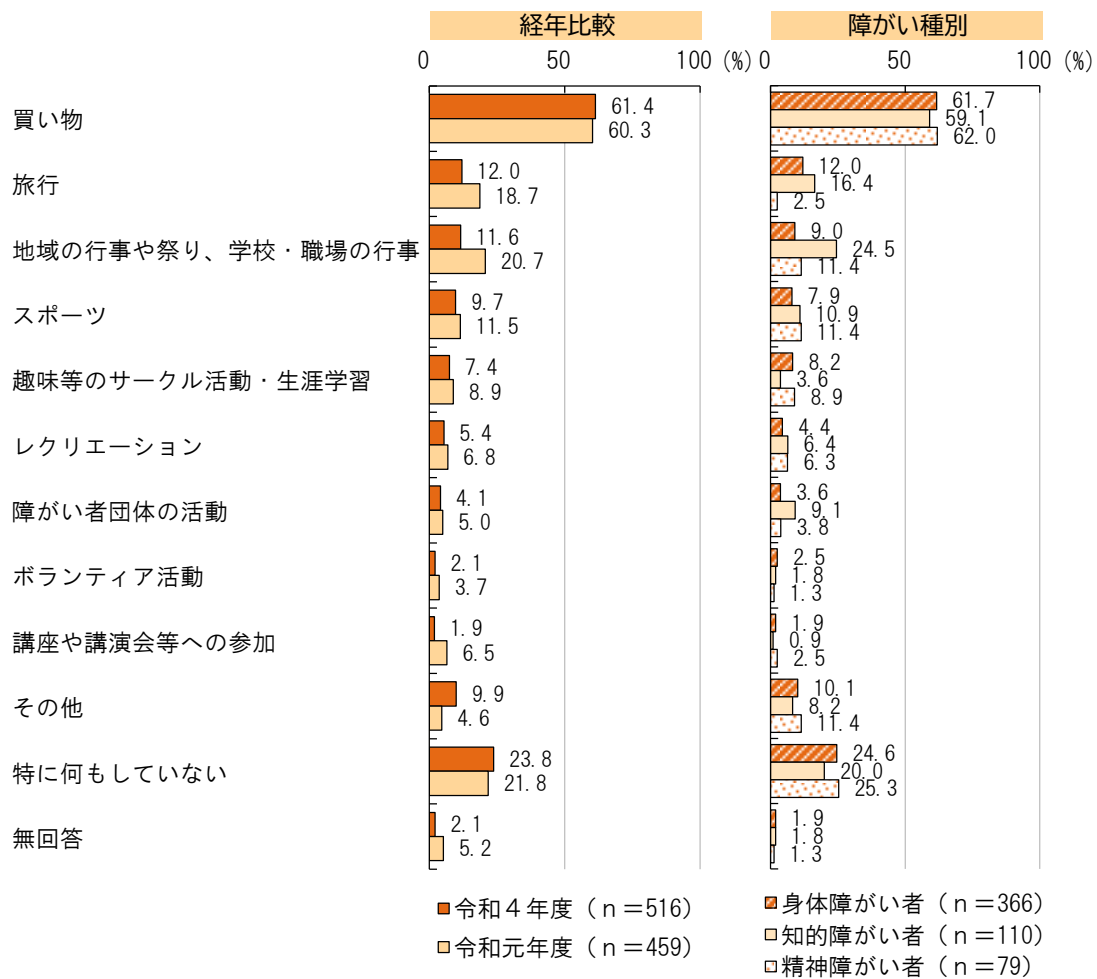


外出する時に困ことは、「公共交通機関が少ない(ない)」が28.3%と最も多く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が13.9%、「道路や駅に階段や段差が多い」が13.3%などとなっています。一方、「特になし」は40.0%となっています。

令和元年度と比較すると、「特になし」が15.6ポイント増加、「道路や駅に階段や段差が多い」「外出にお金がかかる」「列車やバスの乗り降りが困難」などが減少しています。

障がい種別でも、すべての種別で「公共交通機関が少ない(ない)」が最も多くなっています。

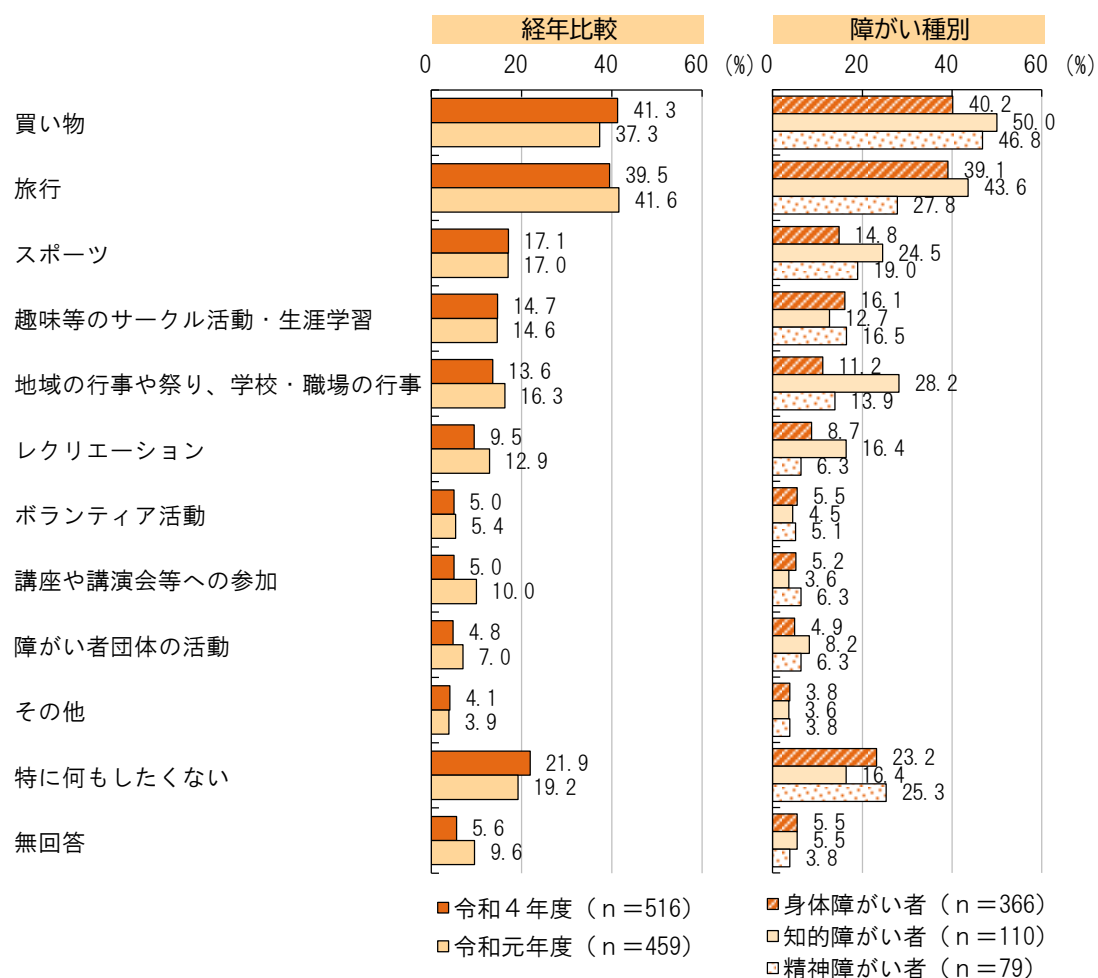
◆最近どのような活動をしたか



最近どのような活動をしたかは、「買い物」が61.4%と最も多く、次いで「旅行」が12.0%、「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」が11.6%などとなっています。一方、「特に何もしていない」は23.8%となっています。

令和元年度と比較すると、「旅行」「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」が減少しています。障がい種別でも、すべての種別で「買い物」が最も多くなっています。

◆今後どのような活動をしたいと思うか

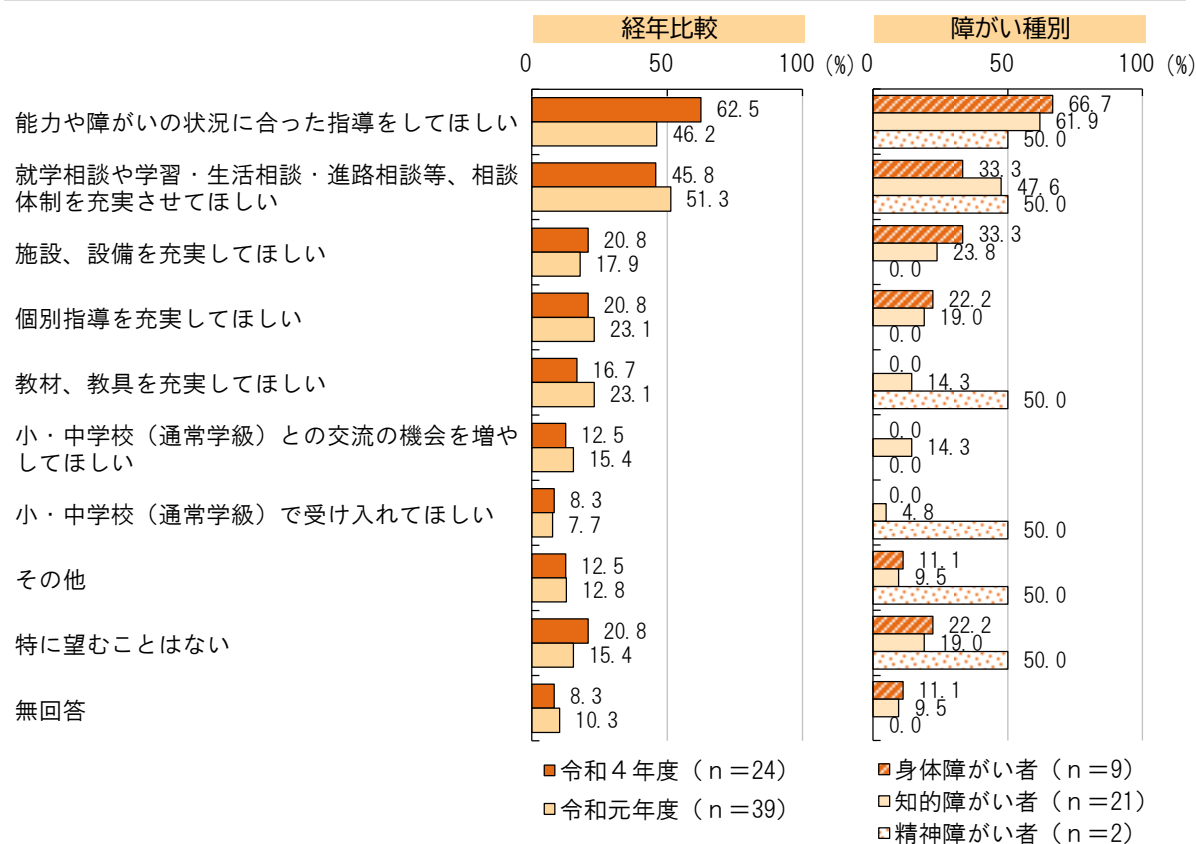


今後どのような活動をしたいと思うかは、「買い物」が 41.3%と最も多く、次いで「旅行」が 39.5%、「スポーツ」が 17.1%などとなっています。一方、「特に何もしたくない」は 21.9%となっています。

令和元年度と比較すると、「講座や講演会等への参加」が 5.0 ポイント減少しています。障がい種別でも、すべての種別で「買い物」が最も多くなっています。

◆学校教育に望むこと

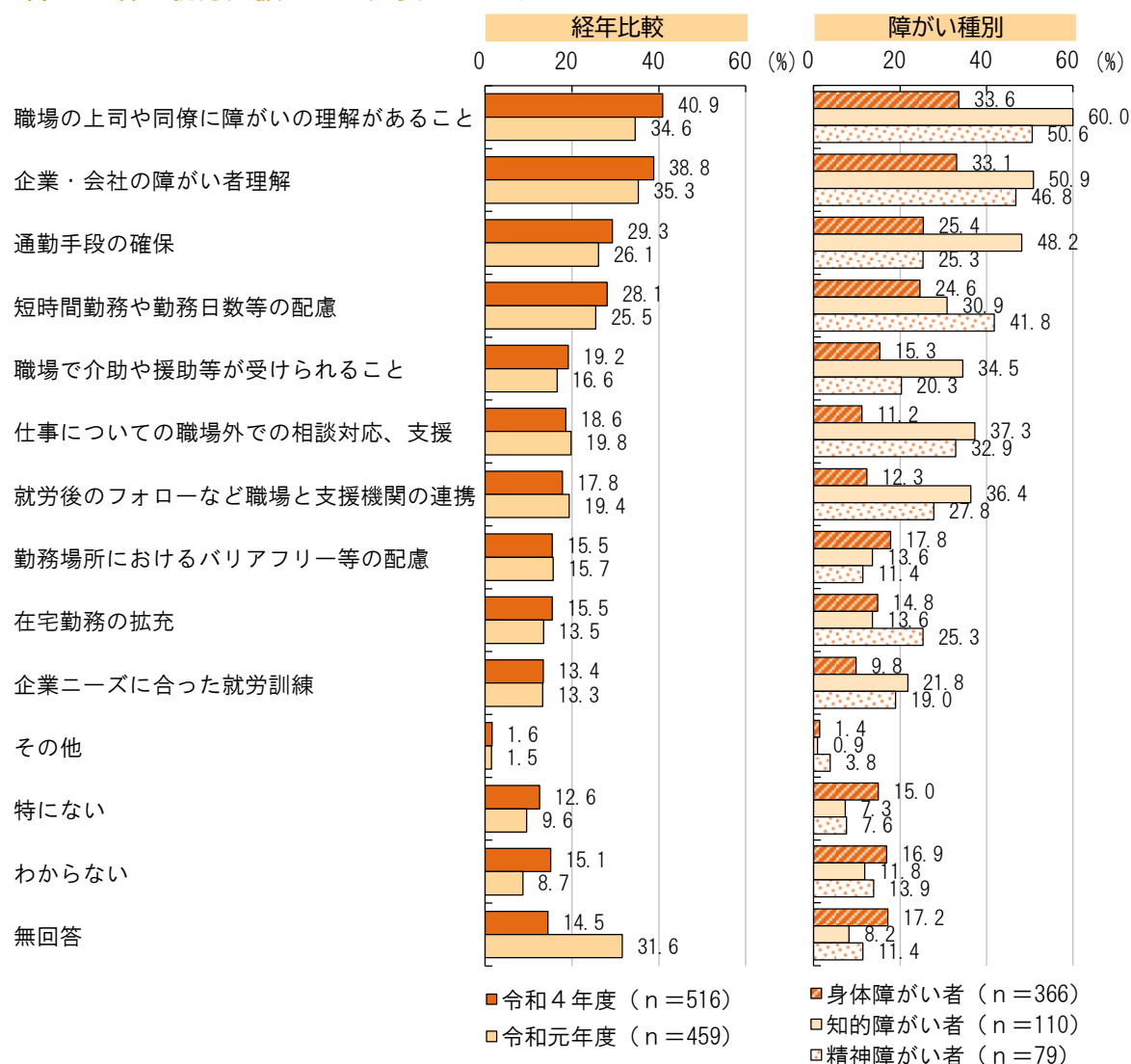
※【平日日中の主な過ごし方】において「大学、専門学校、職業訓練校などに通っている」「特別支援学校（小中高等部）に通っている」「一般の高校、小中学校に通っている」「幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている」のいずれかを選択した方のみ



学校教育に望むことは、「能力や障がいの状況に合った指導をしてほしい」が62.5%と最も多く、次いで「就学相談や学習・生活相談・進路相談等、相談体制を充実させてほしい」が45.8%、「施設、設備を充実してほしい」「個別指導を充実してほしい」がともに20.8%などとなっています。一方、「特に望むことはない」は20.8%となっています。

令和元年度との比較及び障がい種別の結果は、上図の通りとなっています。

◆障がい者の就労支援として必要だと思うこと



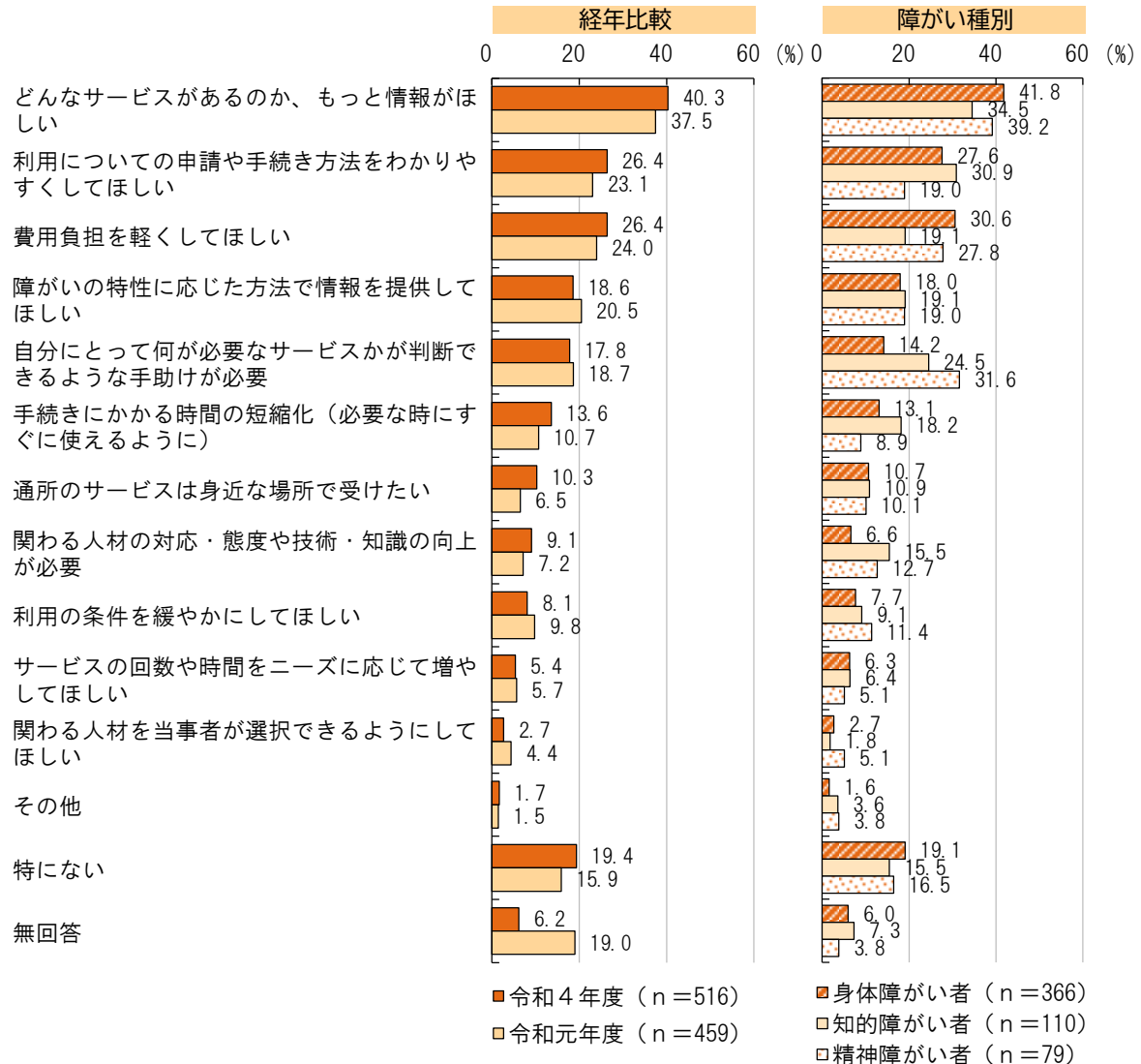
障がい者の就労支援として必要だと思うことは、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が40.9%と最も多く、次いで「企業・会社の障がい者理解」が38.8%、「通勤手段の確保」が29.3%などとなっています。

令和元年度と比較すると、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」「わからない」が増加しています。

障がい種別でも、すべての種別で「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が最も多くなっています。

③障がい福祉サービス等の利用について

◆障がい福祉サービスをより利用しやすくするために、今後希望すること



障がい福祉サービスをより利用しやすくするために、今後希望することは、「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が40.3%と最も多く、次いで「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」「費用負担を軽くしてほしい」がともに26.4%などとなっています。

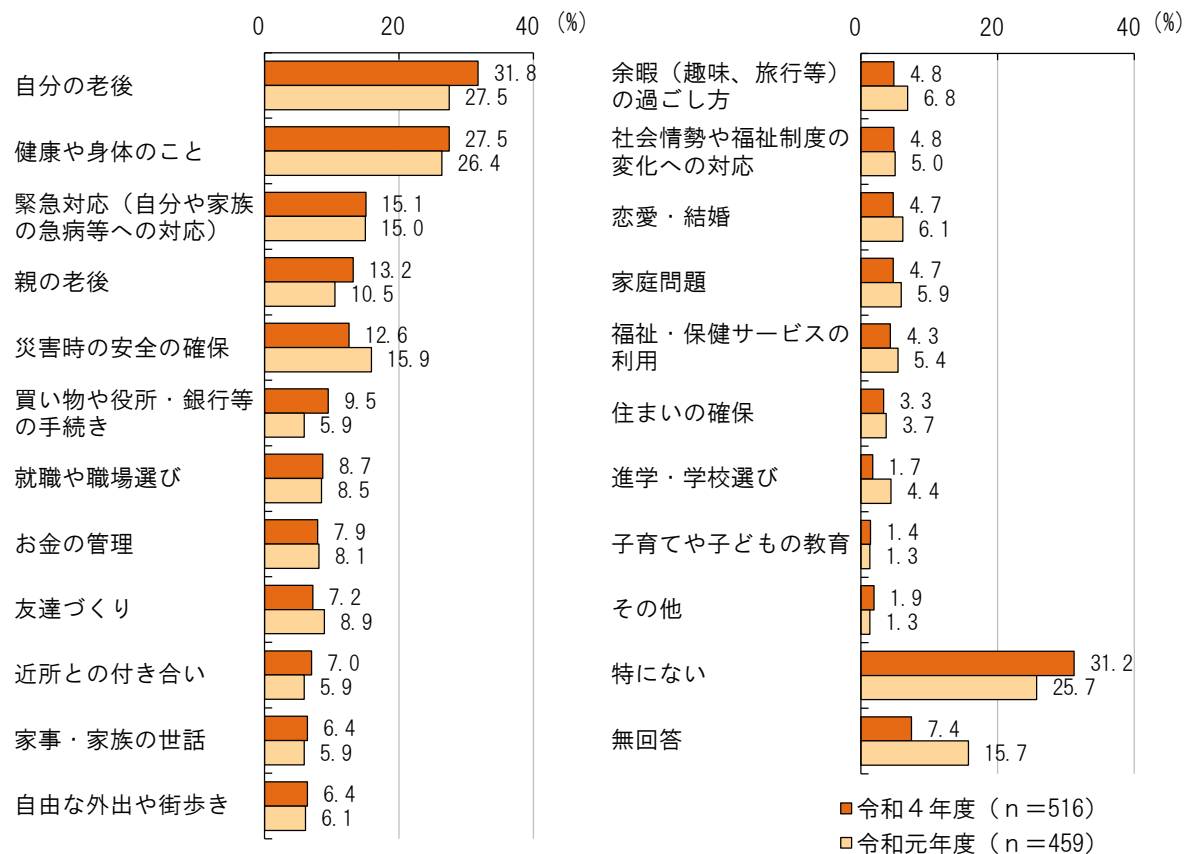
令和元年度と比較すると、大きな差異はみられません。

障がい種別でみても、すべての種別で「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が最も多くなっています。

④相談相手について

◆現在の困りごとや悩みごと

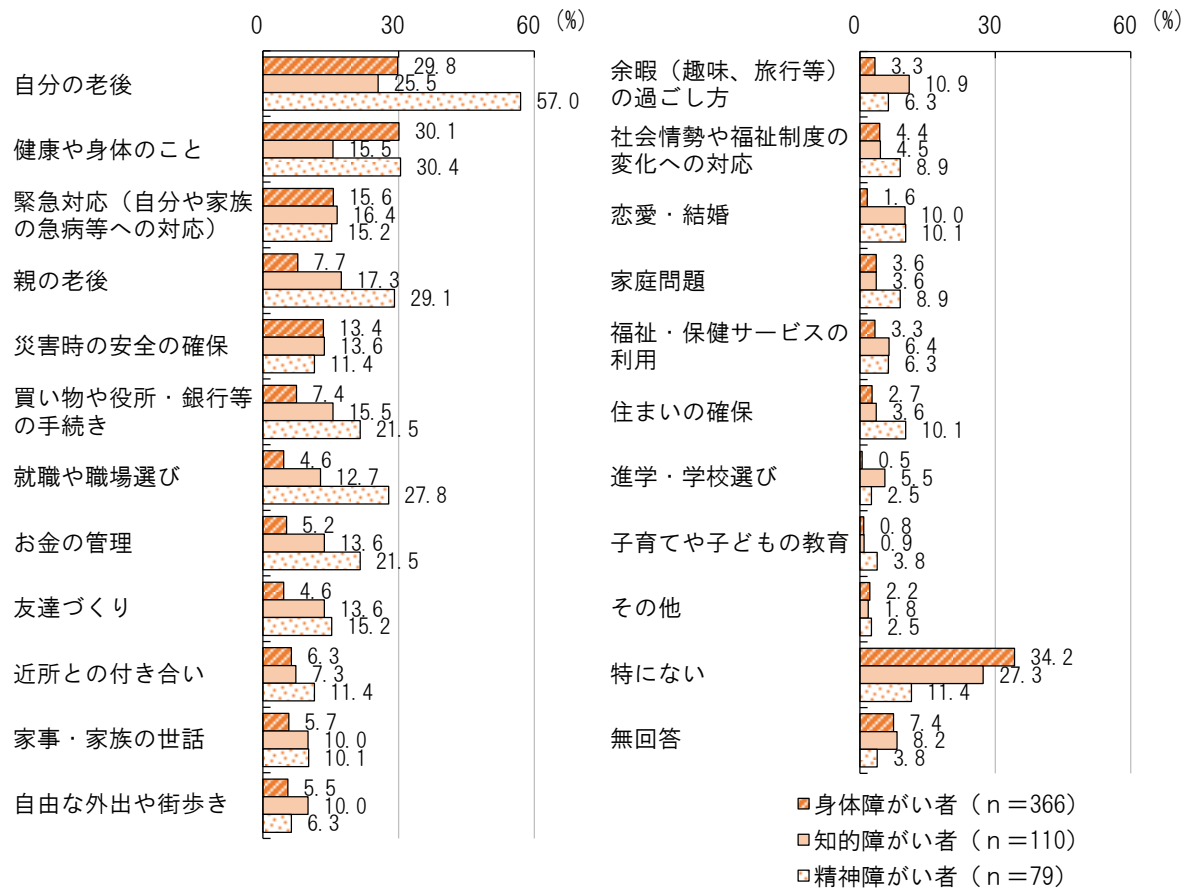
＜経年比較＞



現在の困りごとや悩みごとは、「自分の老後」が31.8%と最も多く、次いで「健康や身体のこと」が27.5%、「緊急対応（自分や家族の急病等への対応）」が15.1%などとなっています。一方、「特にない」は31.2%となっています。

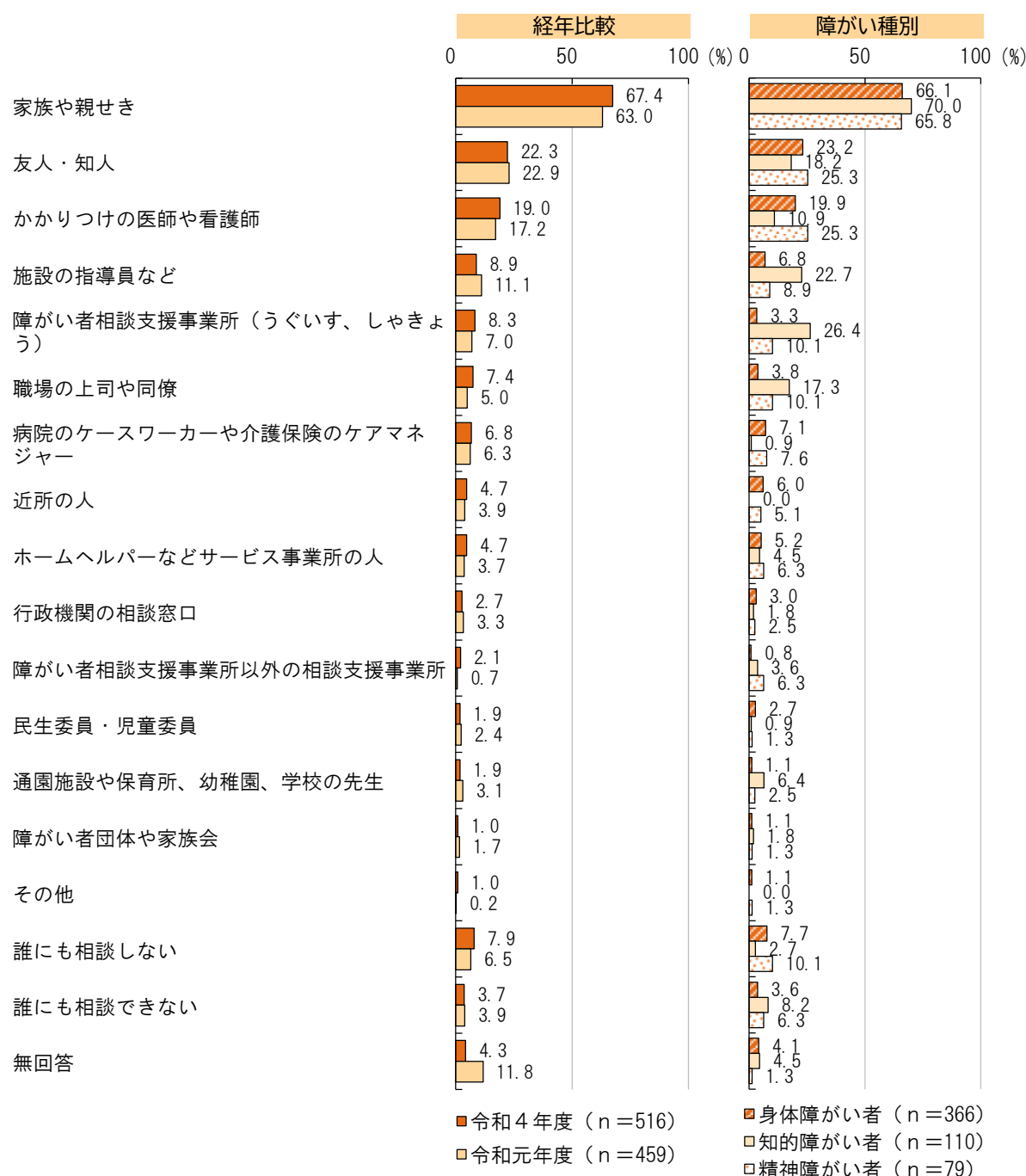
令和元年度と比較すると、「特にない」が5.5ポイント増加しています。

<障がい種別>



障がい種別でみると、身体障がい者は「健康や身体のこと」、知的障がい者と精神障がい者は「自分の老後」が最も多くなっています。

◆悩みや困りごとの相談先

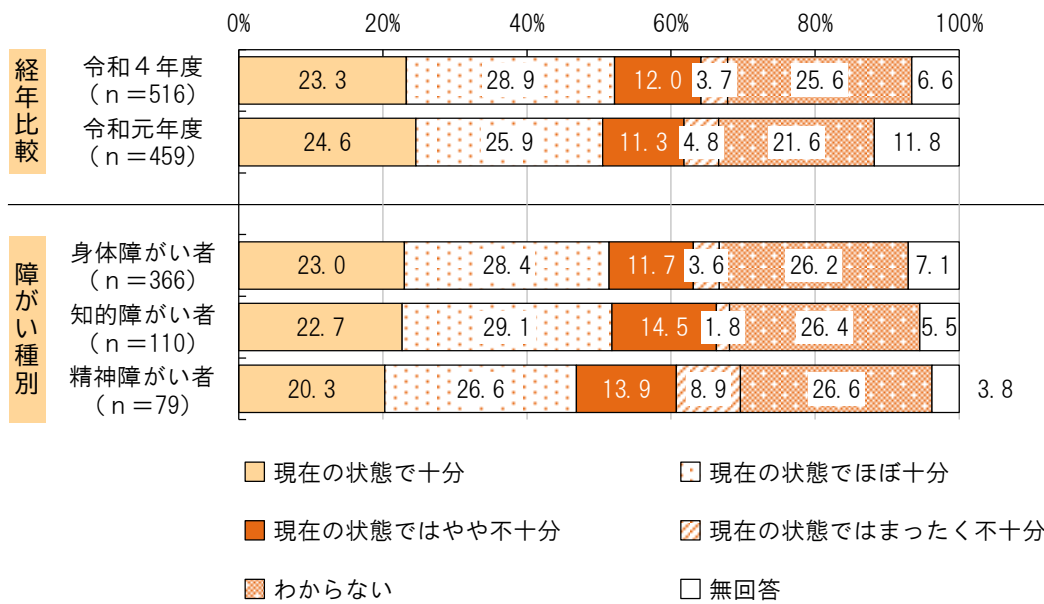


悩みや困りごとの相談先は、「家族や親せき」が 67.4%と最も多く、次いで「友人・知人」が 22.3%、「かかりつけの医師や看護師」が 19.0%などとなっています。

令和元年度と比較すると、大きな差異はみられません。

障がい種別でも、すべての種別で「家族や親せき」が最も多くなっています。

◆困った時の相談体制の現状は十分か

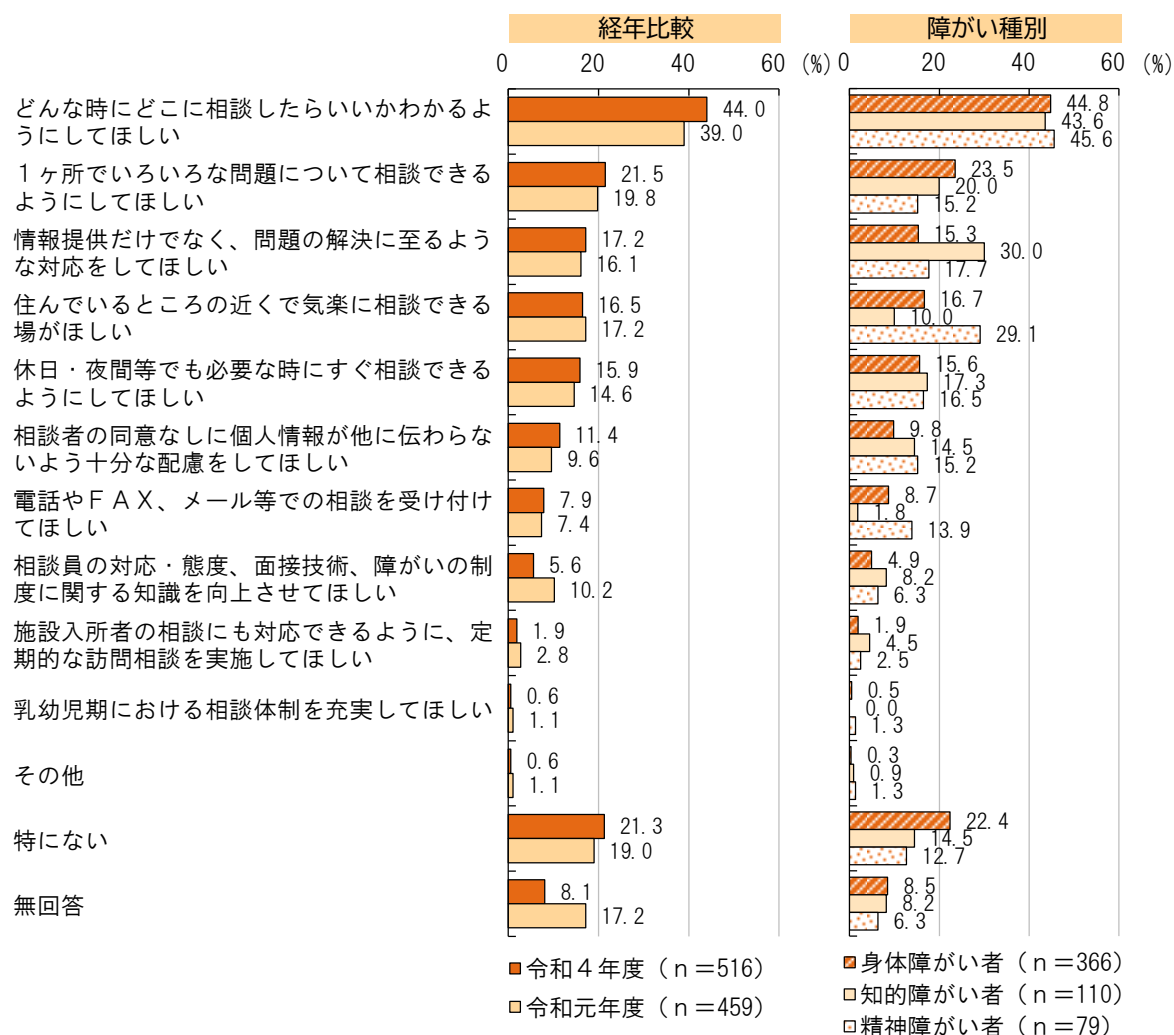


困った時の相談体制について、現在の状態が十分であるかは、「現在の状態ではほぼ十分」が28.9%と最も多く、次いで「わからない」が25.6%、「現在の状態で十分」が23.3%などとなっています。また、『十分』（「現在の状態で十分」＋「現在の状態ではほぼ十分」）は52.1%、『不十分』（「現在の状態ではやや不十分」＋「現在の状態ではまったく不十分」）は15.7%となっています。

令和元年度と比較すると、大きな差異はみられません。

障がい種別でみても、すべての種別で「現在の状態ではほぼ十分」が最も多くなっています。

◆今後、福祉や生活に関する相談体制として希望すること

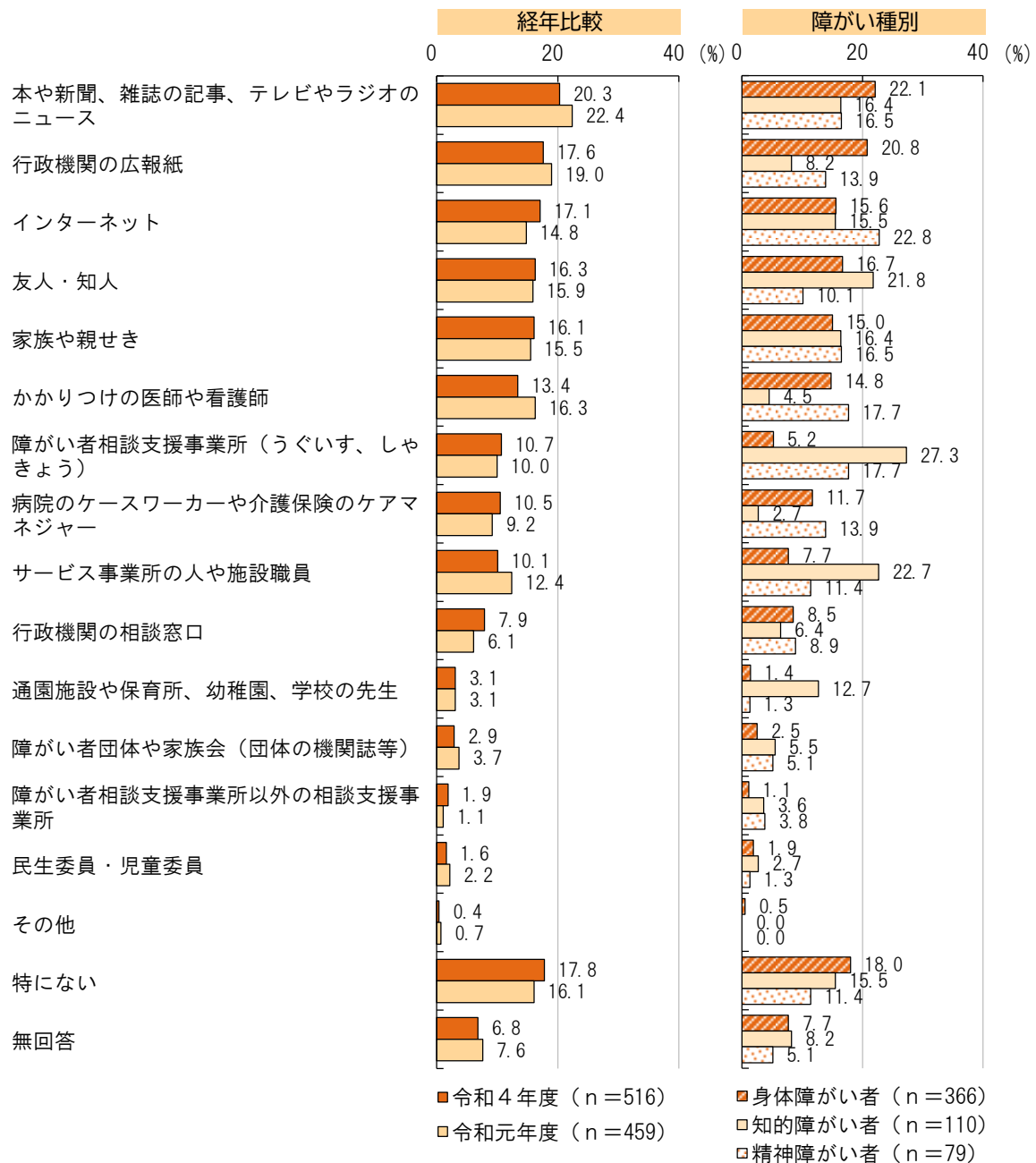


今後、福祉や生活に関する相談体制として希望することは、「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が44.0%と最も多く、次いで「1ヶ所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」が21.5%、「情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」が17.2%などとなっています。一方、「特にない」は21.3%となっています。

令和元年度と比較すると、「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が5.0ポイント増加しています。

障がい種別でも、すべての種別で「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が最も多くなっています。

◆障がいや福祉サービスなどの情報をどこから知ることが多いか

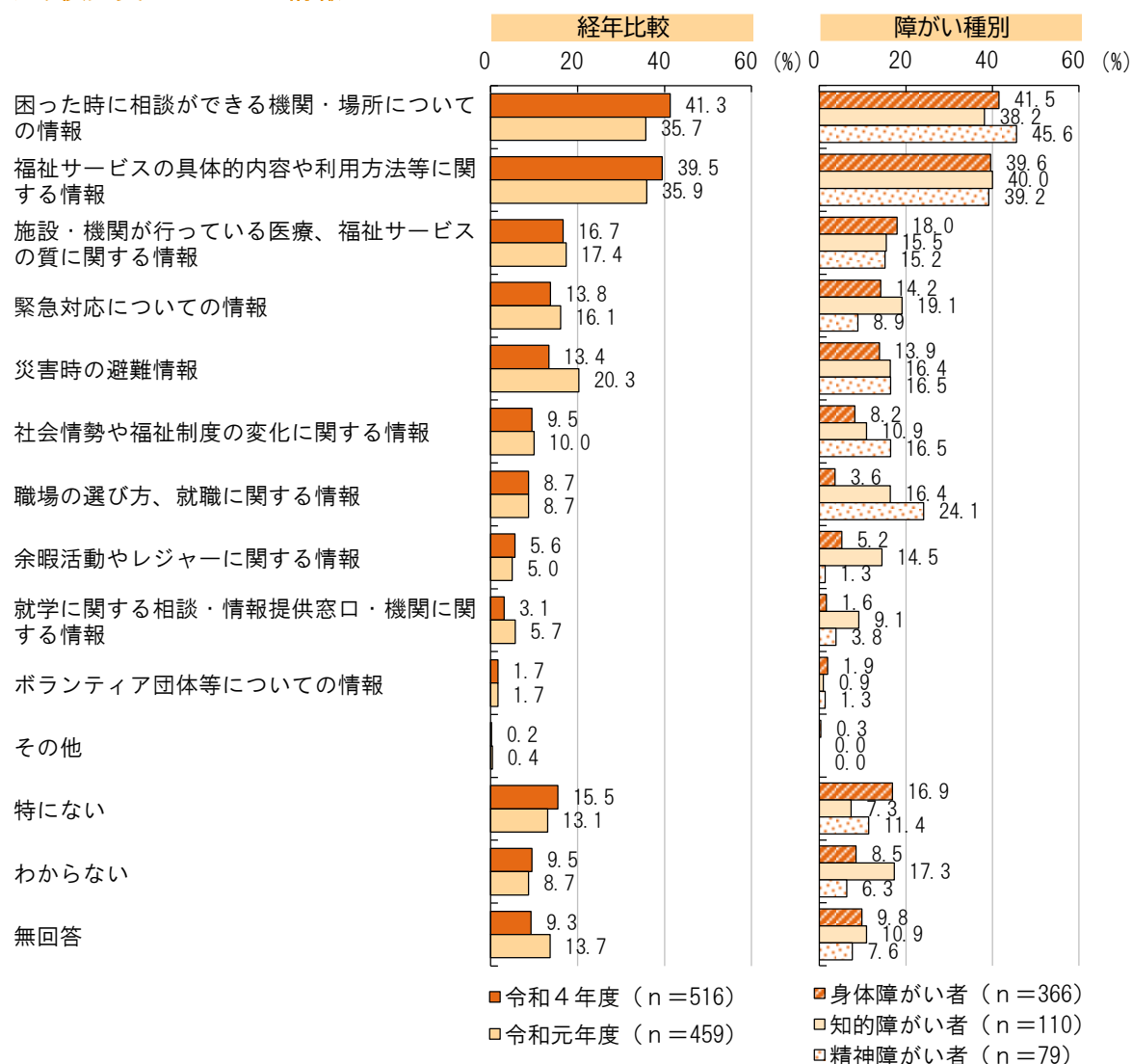


障がいや福祉サービスなどの情報をどこから知ることが多いかは、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が20.3%と最も多く、次いで「行政機関の広報紙」が17.6%、「インターネット」が17.1%などとなっています。一方、「特にない」は17.8%となっています。

令和元年度と比較すると、大きな差異はみられません。

障がい種別でみると、身体障がい者は「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、知的障がい者は「障がい者相談支援事業所（うぐいす、しゃきょう）」、精神障がい者は「インターネット」が最も多くなっています。

◆今後充実してほしい情報



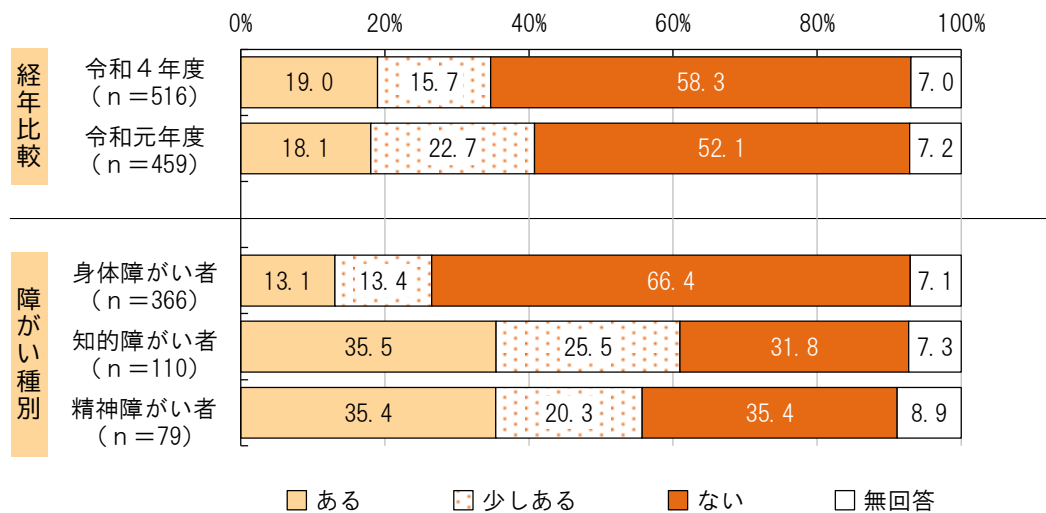
今後充実してほしい情報は、「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」が41.3%と最も多く、次いで「福祉サービスの具体的内容や利用方法等に関する情報」が39.5%、「施設・機関が行っている医療、福祉サービスの質に関する情報」が16.7%などとなっています。

令和元年度と比較すると、「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」が5.6ポイント増加、「災害時の避難情報」が6.9ポイント減少しています。

障がい種別でみると、身体障がい者と精神障がい者は「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」、知的障がい者は「福祉サービスの具体的内容や利用方法等に関する情報」が最も多くなっています。

⑤権利擁護について

◆障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか



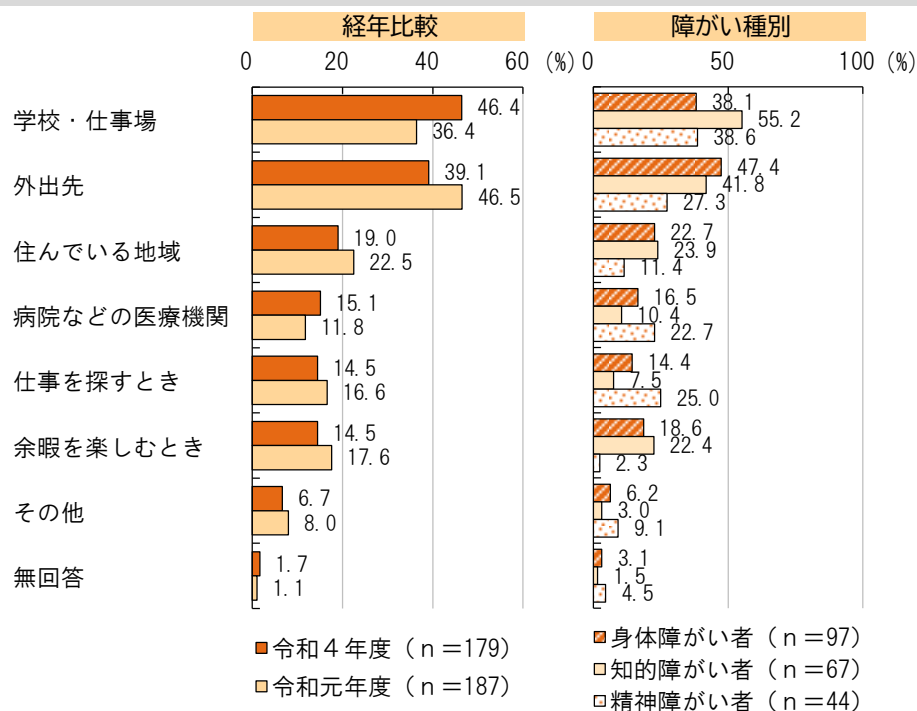
障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかは、「ある」が19.0%、「少しある」が15.7%、「ない」が58.3%となっています。

令和元年度と比較すると、「ない」が6.2ポイント増加、「少しある」が7.0ポイント減少しています。

障がい種別でみると、身体障がい者は「ない」、知的障がい者と精神障がい者は「ある」が最も多くなっています。

◆差別や嫌な思いをした場所

※【障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか】において「ある」「少しある」を選択した方のみ



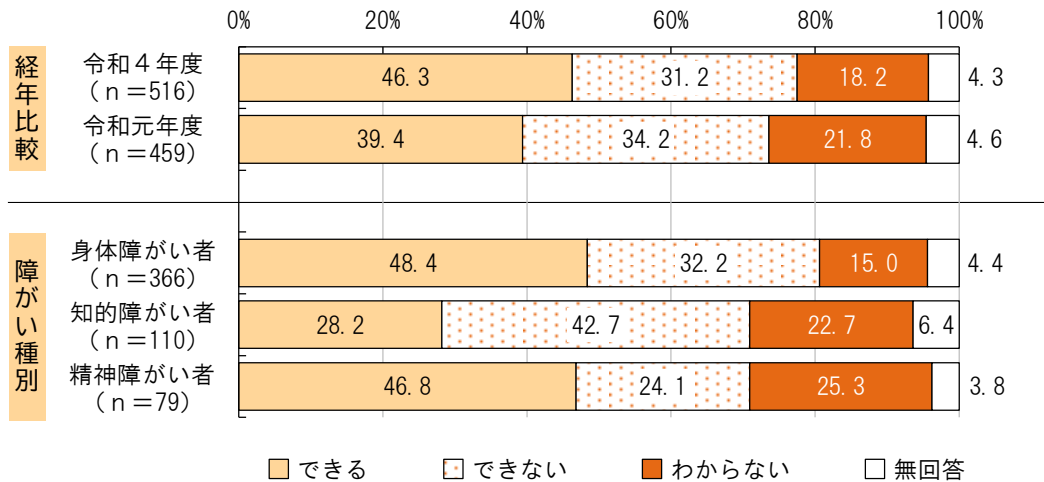
差別や嫌な思いをした場所は、「学校・仕事場」が46.4%と最も多く、次いで「外出先」が39.1%、「住んでいる地域」が19.0%などとなっています。

令和元年度と比較すると、「学校・仕事場」が10.0ポイント増加、「外出先」が7.4ポイント減少しています。

障がい種別でみると、身体障がい者は「外出先」、知的障がい者と精神障がい者は「学校・仕事場」が最も多くなっています。

⑥災害時の避難等について

◆災害時に一人で避難できるか

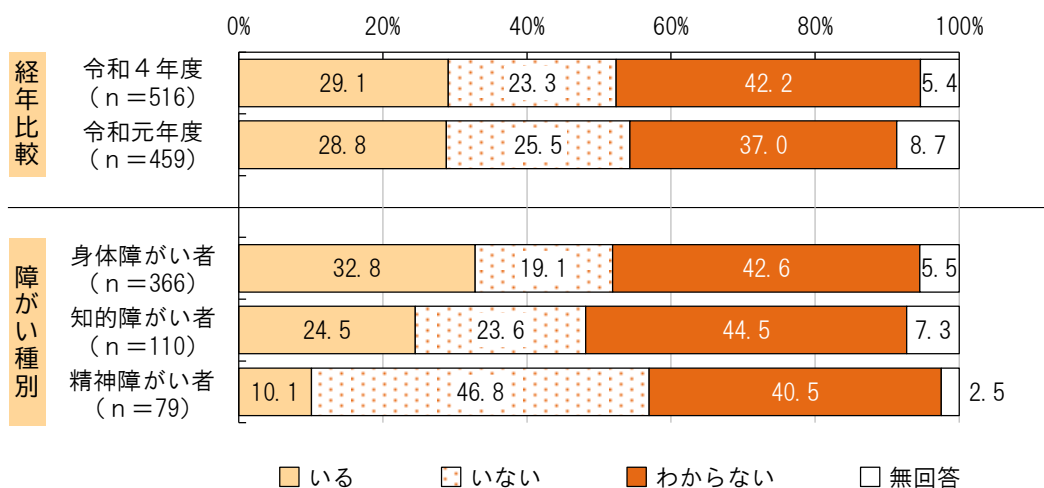


災害時に一人で避難できるかは、「できる」が46.3%、「できない」が31.2%、「わからない」が18.2%となっています。

令和元年度と比較すると、「できる」が6.9ポイント増加しています。

障がい種別でみると、身体障がい者と精神障がい者は「できる」、知的障がい者は「できない」が最も多くなっています。

◆家族の不在時など、近所に助けてくれる人がいるか



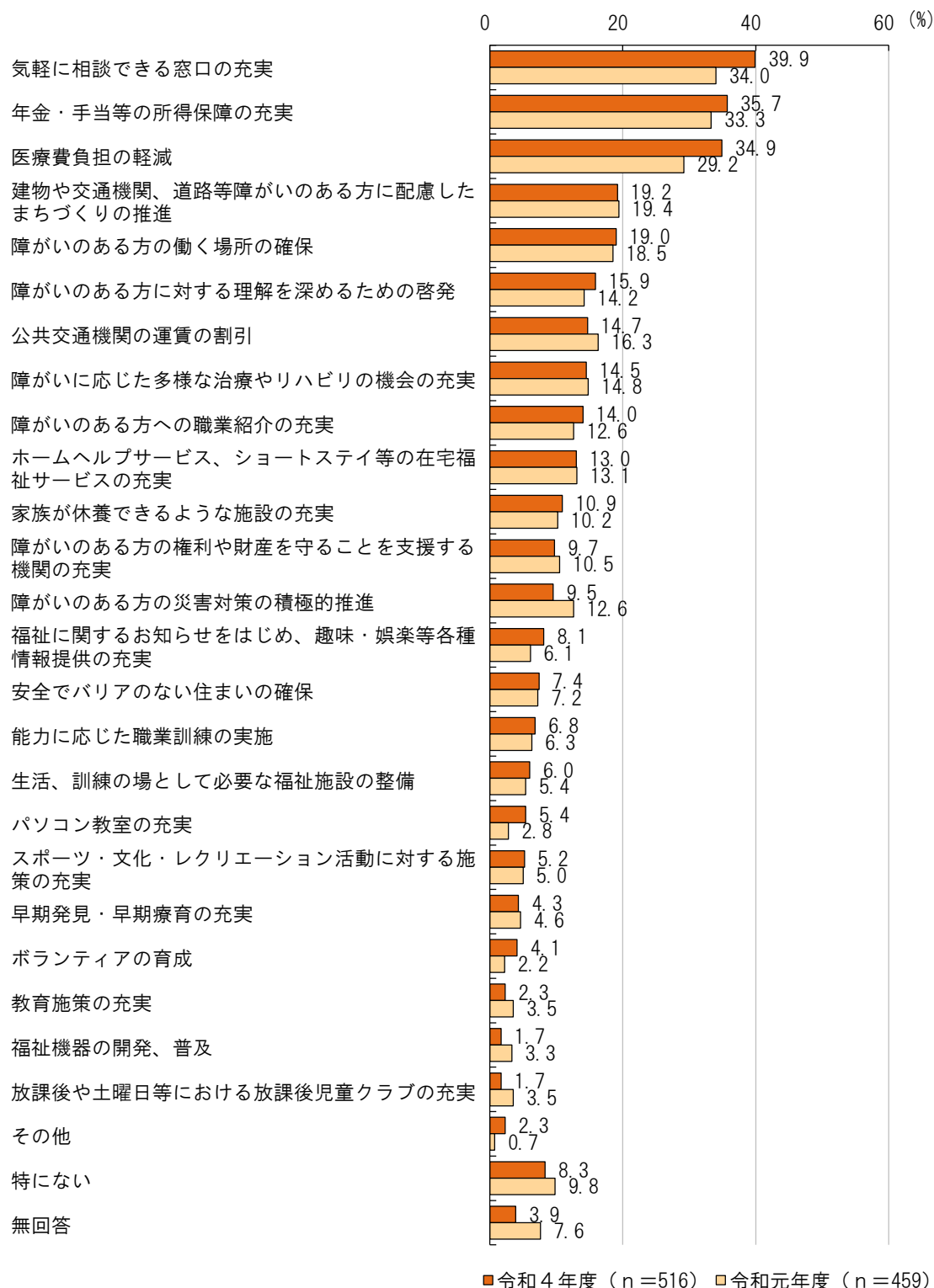
家族不在時など、近所に助けてくれる人がいるかは、「いる」が29.1%、「いない」が23.3%、「わからない」が42.2%となっています。

令和元年度と比較すると、「わからない」が5.2ポイント増加しています。

障がい種別でみると、身体障がい者と知的障がい者は「わからない」、精神障がい者は「いない」が最も多くなっています。

⑦障がい福祉分野全般について

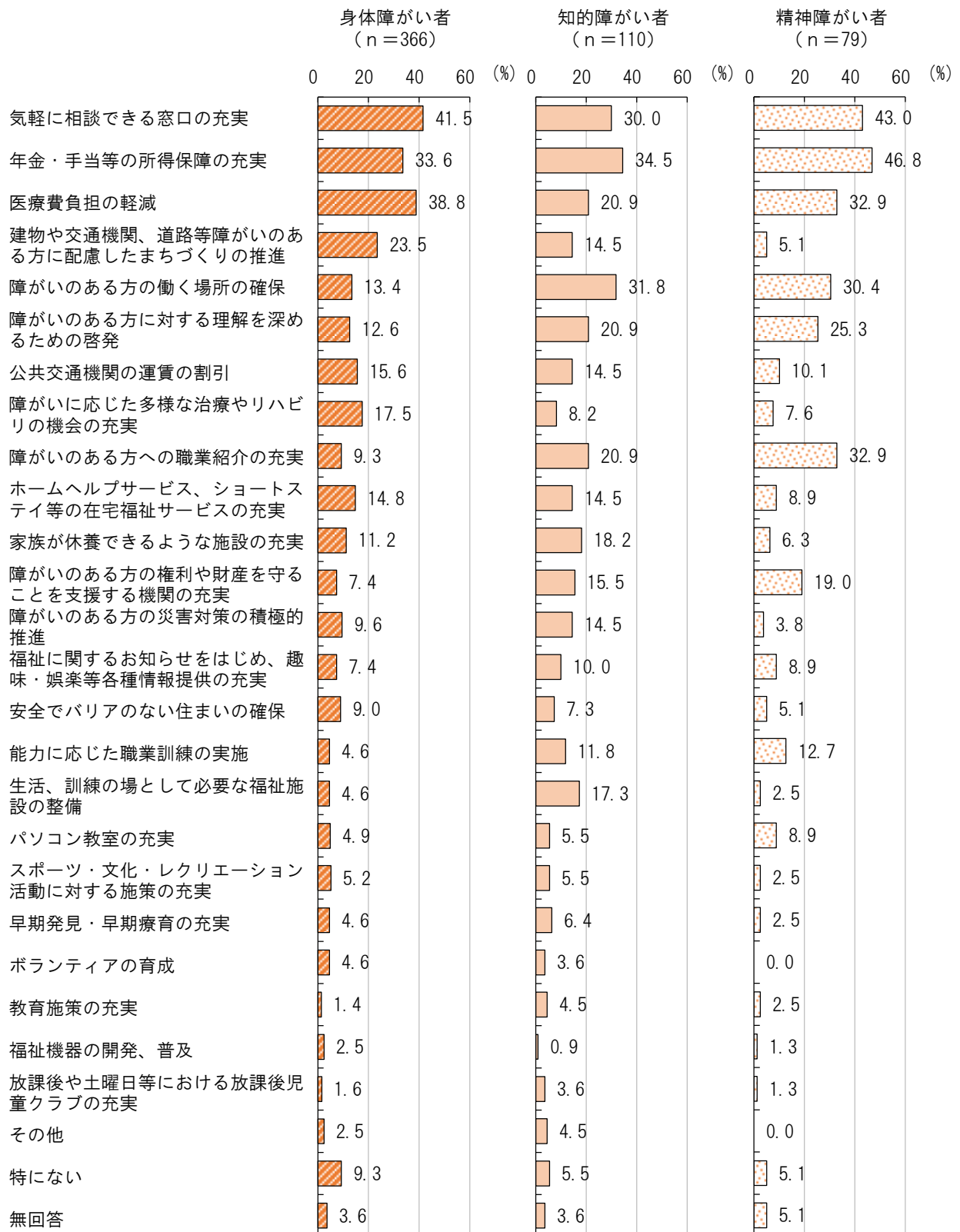
◆今後、裾野市が障がい福祉分野において力をいれてほしいこと



今後、裾野市が障がい福祉分野において力をいれてほしいことは、「気軽に相談できる窓口の充実」が39.9%と最も多く、次いで「年金・手当等の所得保障の充実」が35.7%、「医療費負担の軽減」が34.9%などとなっています。

令和元年度と比較すると、「気軽に相談できる窓口の充実」「医療費負担の軽減」が増加しています。

＜障がい種別＞



障がい種別でみると、身体障がい者は「気軽に相談できる窓口の充実」、知的障がい者と精神障がい者は「年金・手当等の所得保障の充実」が最も多くなっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市の「第5次裾野市総合計画」では、「みんなが誇る豊かな田園未来都市すその」を将来像としています。また、福祉分野における基本目標として、「安全・安心に住み続けられるまち」を掲げ、年代や性別、国籍、障がいの有無等に関わらず誰もが安心して住み続けられるまちの実現を目指しています。本計画では、この基本目標の実現に向けて、前回計画の基本理念である「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、ささえあいの地域の中で、障がいのある人がその人らしい自立した生活を送れるまち すその」を基本理念として継承します。

～基本理念～

**障がいの有無によって分け隔てられることなく、
相互に人格と個性を尊重しあいながら、
ささえあいの地域の中で、障がいのある人が
その人らしい自立した生活を送れるまち すその**

2 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本的な考え方

『第7期裾野市障がい福祉計画・第3期裾野市障がい児福祉計画』は、障がい者施策全般にわたる『第5次裾野市障がい者計画』のうち、生活支援・就労支援・療育支援・相談支援等の分野における実施計画としての性格を持つ計画であり、その目指すところは同じです。

障がいのある人等の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」の理念を踏まえ、本市の障がい福祉サービス等の整備に関する基本方針を、以下の4項目とします。

（１）障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

共生社会の実現に向けて、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援をするとともに、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がいのある人等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障がい児通所支援等の提供体制の整備を図ります。

（２）地域生活への移行の推進と地域生活の継続の支援

障がいのある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整備していきます。また、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障がいのある人の高齢化・重度化や“親亡き後”を見据えた地域生活を支える拠点づくりやNPO等によるサービス提供も含めて、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を図ります。

（３）福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業や就労定着支援事業の推進を通して、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行及び定着を推進します。また、障がいのある人の雇用全般についての働きかけを関係機関、サービス事業者等と連携しながら進めていきます。加えて、障がいのある人の多様な就労ニーズに応えられるよう、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。また、就労後の職場定着における新たな相談窓口の設置等のサービスの提供を進め、就労してからも引き続き支援を行うことのできる体制の整備を進めます。

（４）障がい児支援の提供体制の推進

児童福祉法に基づく障がい児支援については、子ども・子育てや教育に関わる関係機関との連携を図りながら推進していきます。児童発達支援センターや保育所等訪問支援、主に重症心身障がい児を支援するサービスの提供について、駿東田方圏域において提供できる体制を整備するとともに、本市単独で提供が可能な体制の確保を図っていきます。

第4章 成果目標・活動指標の設定

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標の設定

障がいのある人の自立支援を推進する観点から、福祉施設及び病院からの地域生活への移行や就労への支援、障がい児支援の提供体制の整備について対応することが必要です。国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「指針」）の内容に即し、前期計画の進捗状況を踏まえて、それぞれの成果目標を設定します。

（１）福祉施設入所者の地域生活移行者数

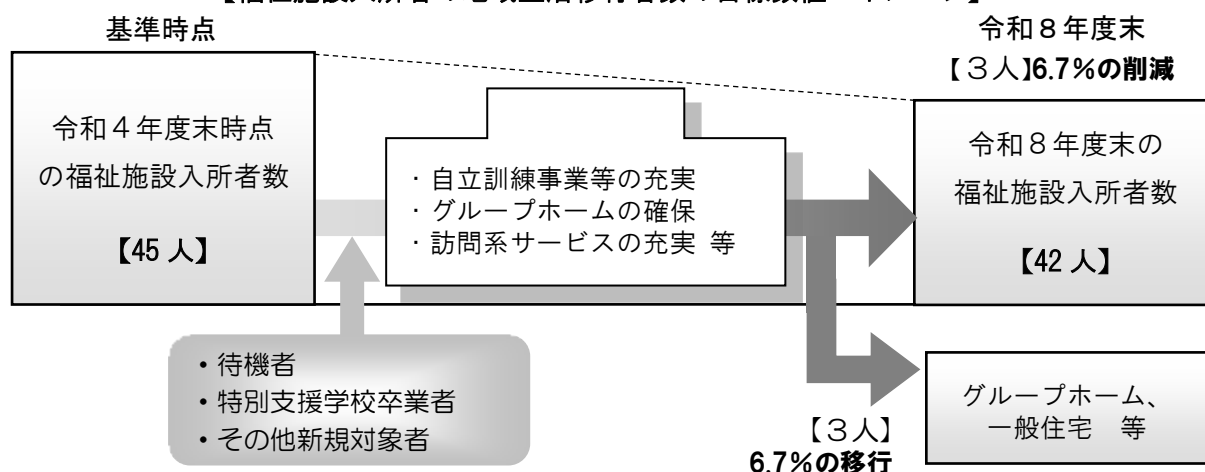
地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点で福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立支援事業等を利用してグループホーム（GH）や一般住宅等へ移行する人の量を見込み、令和8年度末における福祉施設入所者数の削減見込み及び地域生活に移行する障がいのある人の数の目標を設定します。

国の指針では、“令和8年度末において、令和4年度末時点の入所者数を5%以上削減すること”と“令和8年度末において、令和4年度末時点の入所者数の6%以上が地域生活へと移行すること”を基本としています。本市においては、入所者数の削減見込みについては国の指針に基づいて3人（6.7%）、地域生活移行者数についても国の指針に基づいて3人（6.7%）を目標値とします。

【成果目標】

項目	数 値	考え方
基準時点の入所者数（A）	45 人	令和4年度末時点の入所者数
令和8年度末時点の入所者数（B）	42 人	令和8年度末時点の入所者数
【目標値】 入所者数の削減見込（A－B）	3 人 (削減率：6.7%)	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	3 人 (削減率：6.7%)	令和8年度末に福祉施設から 地域移行する者の数（累計）

【福祉施設入所者の地域生活移行者数の目標数値 イメージ】



（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障がい者の地域移行を進めることにおいては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があることから、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的（インクルーシブ）な社会を構築していくことが必要です。

静岡県の指針では、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を各市町に求めるとともに、協議の場の開催回数や目標設定・評価の実施回数、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる保健・医療・福祉・介護・当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みについて目標設定を行うこととしています。

本市においては、本市単独での協議の場は設置しておらず、駿東田方圏域自立支援協議会（地域移行支援部会）を協議の場として位置づけています。令和７年度末に市単独で協議の場の設置ができるよう、設置に向けた検討を進めるとともに、保健・医療・福祉・介護等の各分野の関係者による連携強化を図っていきます。

（３）地域生活支援の充実

①地域生活支援拠点等の整備

地域生活移行のための相談、助言、就労支援等や緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等の役割を担う地域生活支援拠点の設置について、目標を設定します。

国の指針では、“障がいのある人の生活を地域社会全体で支えるサービス提供体制を構築することを目的として、令和８年度末までに各市町村において、最低１か所以上の地域生活支援拠点を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める”ことを基本としています。加えて、その地域生活支援拠点の整備や機能の充実等について、年１回以上支援の実績等を踏まえて運用状況を検証・検討することとしています。

本市においては、地域生活支援拠点の有する機能のうち、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの機能を担う面的体制を令和４年度までに整備しており、今期においてもこの面的体制を維持することを目標とします。

地域生活支援拠点の整備や機能の充実等について検証・検討を行う場については、「裾野市障がい者自立支援協議会」を検証・検討の場として定め、年１回の協議を行っていきます。

コーディネーターの配置については、令和５年度現在見込みが立っていないことから、今期においては、コーディネーターの役割を担う人材の確保・育成に取り組むこととします。

【成果目標】

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1 か所	令和8年度末までに各市町村において、最低1か所以上の地域生活支援拠点を整備

【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	2人	2人	2人
地域生活支援拠点等の機能充実に向けた検証及び検討の年間実施回数	1回	1回	1回

②強度行動障がい者を有する障がい者の支援体制の充実

国の指針では、“令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障がい者を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める”ことを基本としています。加えて、その地域生活支援拠点の整備や機能の充実等について、年1回以上支援の実績等を踏まえて運用状況を検証・検討することとしています。

本市においては、強度行動障がいのある人を支援する体制について、現在、市内の相談支援事業所との協議の場として支援を図っています。今期においては、裾野市障がい者自立支援協議会において、市内の相談支援事業所と協力して支援体制について協議し、必要となる社会資源の把握と支援体制の整備に向けた方策を検討していくこととします。

（４）福祉施設から一般就労への移行者数

①一般就労への移行者数

福祉施設利用者のうち、就労移行支援や就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）等を通じて、令和８年度中に一般就労に移行する障がいのある人の数値目標を設定します。

国の指針では、それぞれのサービスごとに倍率が設定されており、以下の通りに各施設・事業利用からの一般就労への移行者数を設定することを目標の基本としています。

①令和８年度までに令和３年度実績の 1.31 倍以上が就労移行支援から一般就労へ移行

②令和８年度までに令和３年度実績の 1.29 倍以上が就労継続支援Ａ型から一般就労へ移行

③令和８年度までに令和３年度実績の 1.28 倍以上が就労継続支援Ｂ型から一般就労へ移行

④令和８年度までに令和３年度実績の 1.28 倍以上（①～③の合計）が福祉施設から一般就労へ移行

本市における令和３年度の一般就労移行者の実績は就労移行支援から２人、生活介護・自立訓練・その他事業所から４人の計６人となっています。この実績を考慮して、令和８年度の一般就労移行者数の数値目標を、国の指針に基づいて以下のように設定します。

【成果目標】

項目		人 数
令和３年度における 福祉施設から 一般就労への 移行者数の実績	就労移行支援事業所	２人
	就労継続支援Ａ型事業所	０人
	就労継続支援Ｂ型事業所	０人
	生活介護、自立訓練、その他事業所	４人
	福祉施設（合計）	６人
令和８年度中の 福祉施設から 一般就労への 移行者数	就労移行支援事業所	３人
	就労継続支援Ａ型事業所	１人
	就労継続支援Ｂ型事業所	１人
	生活介護、自立訓練、その他事業所	３人
	福祉施設（合計）	８人

②就労定着支援事業の利用者数

就労定着支援事業の利用者数の目標を設定します。

国の指針では、“令和8年度における就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度実績の1.41倍とする”ことを基本としています。

本市においては、令和3年度の就労定着支援事業の利用者数は0人となっています。就労定着支援利用者の増加を見込まなければなりません、市内には就労定着支援を実施している事業所が所在しておらず、利用者の増加を見込むことが難しいため、令和8年度の就労定着支援事業利用者数の数値目標を以下のように設定します。

また、市内に就労定着支援事業を実施している事業所がないことから、計画期間内においては、市内での就労定着支援事業の実施に向けて、事業者の誘致を図ります。

【成果目標】

項目		人数
【成果目標】 就労定着支援事業の 利用者数 (令和8年度)	令和3年度の就労定着支援利用者数 (A)	0人
	(A) × 1.41 倍以上	
	令和8年度の就労定着支援利用者数	2人

③就労移行支援・就労定着支援事業所の就労定着率

国の指針では、“令和8年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とする”、“令和8年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする”ことを基本としています。

しかし、本市においては市内に就労移行支援・就労定着支援を実施している事業所がないことから、計画期間内においては、本市に住む障がい者が利用している就労移行支援・就労定着支援を提供している事業所との連携を図るとともに、サービス利用者の就労移行が推進されるよう、駿東田方圏域自立支援協議会や裾野市障がい者自立支援協議会において、就労支援に携わる関係機関との連携強化を図ります。

（５）障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

①児童発達支援センターの設置

国の指針では、重層的な地域支援体制の構築に向けて、“令和８年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所以上設置する”ことを基本としています。本市においては、児童発達支援センターが設置されており、目標を達成しています。

【成果目標】

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	１か所	令和８年度末までに、児童発達支援センターを１か所以上設置

②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の指針では、“令和８年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する”ことを基本としています。

本市においては、令和８年度末までに保育所等訪問支援を活用しながら障がい児の地域への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築をすることを目標にしています。

③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保

国の指針では、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保すること」を目標の基本とし、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域による確保であっても差し支えないとしています。

本市においては、児童発達支援事業所については、児童発達支援センターを行っている事業所がその役割を担っており、目標を達成しています。放課後等デイサービス事業所についても、令和５年度に重症心身障がい児を受け入れる事業所が開設し、役割を担っていることから目標を達成しています。今後は、引き続きこれらの施設における提供体制の確保に努めるとともに、駿東田方圏域内の事業所についても円滑に利用できるよう連携強化を図っていきます。

【成果目標】

項目	数値	考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	１か所	令和８年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を１か所以上確保
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	１か所	令和８年度末までに、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を１か所以上確保

④医療的ケア児支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場の設置及び医療的ケア児に関するコーディネーターの配置

国の指針では、“令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること”を目標の基本とし、市町村単独での設置が難しい場合には、県が関与した上で、圏域での設置であっても差し支えないとしています。

本市においては、本市単独の医療的ケア児支援のための協議の場として医療的ケア児支援部会を令和5年度に設置しています。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、令和2年度時点で2名を確保していましたが、役割を担う人材の育成を進めたことにより、令和5年度現在5名を確保しています。本計画においては、この体制を引き続き確保することにより、医療的ケア児に対する支援を推進していきます。

【成果目標】

項目	数値	考え方
医療的ケア児支援のための関係機関等による協議の場の設置	1 か所	令和8年度末までに、医療的ケア児を支援する協議の場を設置する

【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	5人	5人	5人

（６）相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みの実施体制の確保

相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みの実施体制の確保について、目標を設定します。国の指針では、“令和８年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること”を基本としています。

①基幹相談支援センターの充実と地域の相談支援体制の強化

本市では、障がい者の生活に関する総合的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化、関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う拠点である基幹相談支援センターを、令和５年度に市単独で２か所に設置しました。また、この基幹相談支援センターには各々１人の主任相談支援専門員が配置されています。この基幹相談支援センターを中核として、相談支援体制の充実・強化を図ります。この相談支援体制の充実・強化に係る障がいの種別や様々なニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援、個別事例の支援内容の検証の実施等の取り組みについても、本市と基幹相談支援センターが連携しながら実施していきます。また、裾野市障がい者自立支援協議会の開催を通して、地域の相談支援機関の連携強化を図っていきます。

【成果目標】

項目	数値	考え方		
基幹相談支援センターの設置	２か所	令和８年度末までに基幹相談支援センターの設置を行う		
項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	２人	３人	４人	

【活動指標】

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	１件	１件	１件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援件数	１件	１件	１件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援機関との連携強化の取り組みの実施回数	１２回	１２回	１２回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	１２回	１２回	１２回

②協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

国の基本指針では、個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善に関する活動指針について、“協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保すること”を基本としています。

本市では、市内2か所の相談支援事業所と月1回実施している事例検討会をこの「協議会」として位置づけています。今後においても、この事例検討会を継続して実施していきます。

【成果目標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みの実施及び体制の確保	有	有	有

【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	12回	12回	12回
事例検討の場に参加する事業者・機関の数	4件	4件	4件
協議会の専門部会の設置数	1件	1件	1件
協議会の専門部会の実施回数	12回	12回	12回

（７）障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築について、目標を設定します。国の指針では、“令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築すること”を基本としています。

①障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項の実施体制については、現時点で体制構築の目途が立っていません。本計画においては、県で実施する研修等への積極的な参加を通して、障がい福祉サービスに従事する職員の資質向上及びサービス等の質の向上を図るとともに、システム等による審査結果分析・共有については、必要となるシステムの構築等について検討を進めていきます。

②障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組み

県が実施する障がい福祉サービス等に関わる相談支援従事者初任者研修及び障害支援区分認定調査員研修について、本市では、担当課である総合福祉課障がい福祉係の職員を中心に、令和6年度以降も引き続き、毎年1人ずつの参加を見込みます。また、障害者自立支援審議会審査支払等システム等による審査結果の分析・活用及び事業所や関係自治体等と共有する体制については、前期計画より検討を進めてきましたが、いまだ体制構築の目途が立っていません。令和9年度以降、裾野市障がい者自立支援協議会にて協議・検討が可能となるよう、必要となる社会資源の把握や体制整備を図っていきます。

【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する相談支援従事者初任者研修の市職員参加人数	1人	1人	1人
県が実施する障害支援区分認定調査員研修の市職員参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業者や関係自治体等と共有する体制の構築	無	無	無

第5章 サービス量の見込みと確保の方策

1 障がい福祉サービスの体系

「障害者総合支援法」によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「指定障がい福祉サービス（自立支援給付）」と「相談支援」及び「地域生活支援事業」に大きく分けられます。

児童福祉法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「障がい児通所支援」と「相談支援」に大きく分けられます。

「地域生活支援事業」については、利用料を含む具体的な内容を市町村が主体的に地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決めることのできるサービスです。

【障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障がい福祉サービスの体系】

指定障がい福祉サービス（自立支援給付）	訪問系サービス	①居宅介護（ホームヘルプ）	地域生活支援事業	必須事業	①理解促進研修・啓発事業
		②重度訪問介護			②自発的活動支援事業
		③行動援護			③相談支援事業
		④同行援護			④成年後見制度利用支援事業
		⑤重度障害者等包括支援			⑤成年後見制度法人後見制度支援事業
	日中活動系サービス	①生活介護			⑥意思疎通支援事業
		②自立訓練（機能訓練・生活訓練）			⑦日常生活用具給付等事業
		③就労選択支援			⑧手話奉仕員養成研修事業
		④就労移行支援			⑨移動支援事業
		⑤就労継続支援（A型・B型）			⑩地域活動支援センター機能強化事業
		⑥就労定着支援		任意事業	①訪問入浴サービス事業
		⑦療養介護			②日中一時支援事業
		⑧短期入所（ショートステイ）			③レクリエーション活動支援事業
	サービス 居住系	①自立生活援助	障がい児通所支援等	通所給付	①児童発達支援
		②共同生活援助（グループホーム）			②放課後等デイサービス
		③施設入所支援			③保育所等訪問支援
	相談支援	①計画相談支援			④居宅訪問型児童発達支援
		②地域移行支援		相談支援	①障がい児相談支援
		③地域定着支援			

発達障がいのある人への支援

2 サービス量の見込みと確保の方策

(1) 指定障がい福祉サービス

1 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

障がいのある人の家庭にヘルパーを派遣し、入浴や排せつ、食事等の身体介護や洗濯、掃除等の家事援助を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障がいがある人、重度の精神障がいがある人で、常時介護を必要とする人を対象に、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護の他、外出時における移動中の介護を行います。

③行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難があるため常時介護を必要とする人を対象に、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中における介護を行います。

④同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がいのある人の外出に同行し、移動に必要なとなる情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護等の必要な援助を行います。

⑤重度障害者等包括支援

障がいの程度が重く、意思の疎通に著しい困難がある人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

【訪問系サービスの実績と見込量】（月あたり）

		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	利用時間（時間）	502	567	567	581	595	610
	利用者数（人）	34	32	32	33	34	35

【訪問系サービスの見込量確保のための方策】

- 社会福祉協議会、福祉施設や事業所等と連携を図り、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。今後、サービス提供に不足が生じる場合は、介護保険サービスのみの提供事業者の把握を行い、参入促進を働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。
- 精神障がいのある人本人及び当事者団体、医療機関や福祉施設等に対して、訪問系サービス内容や事業者に関する情報提供を充実させ、サービスの利用促進に努めます。
- 県や関係機関等が主催するホームヘルパーに対する講座・講習等への受講を勧奨し、より質の高いサービスが提供できるよう働きかけます。
- 困難事例への対応等を検討するため、自立支援協議会において支援策を検討し、福祉サービスの充実に努めます。
- 相談支援事業所の活用を促進し、サービス利用の希望者へ障がいの程度に応じた必要な訪問系サービスの提供を図ります。

2 日中活動系サービス

①生活介護

常時介護が必要な障がいのある人に、主として昼間、施設や事業所で入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作・生産活動の機会を提供します。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

③就労選択支援

障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事を探し、関係機関との橋渡しを担うサービスになります。

④就労移行支援

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

⑤就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に就労の機会の提供や知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、就労に向けた支援を行います。

雇用契約に基づき、就労や生産活動の機会を提供するサービスがA型で、雇用契約は締結せずに就労や生産活動の機会を提供するサービスがB型です。

⑥就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がいのある人のうち生活面の課題が生じている人に対して、課題解決に向けた必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

⑦療養介護

医療機関で、機能訓練や療養に関わる介護、日常生活上のサービス等を行います。

⑧短期入所（ショートステイ）

居家で介護する人が病気等の理由で、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人を対象に、夜間も含め施設での入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【日中活動系サービスの実績と見込量①】（月あたり）

		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用日数（日）	1,691	1,683	1,733	1,784	1,837	1,892
	利用者数（人）	83	84	86	87	88	89
	うち強度行動障がい者を有する者	利用日数（日）		40	40	40	40
		利用者数（人）		2	2	2	2
	うち高次脳機能障がい者を有する者	利用日数（日）		0	0	0	0
		利用者数（人）		0	0	0	0
	うち医療的ケアを必要とする者	利用日数（日）		0	10	10	10
		利用者数（人）		0	1	1	1
	自立訓練（機能訓練）	利用日数（日）	0	0	0	0	0
		利用者数（人）	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用日数（日）	28	59	60	62	64	66
	利用者数（人）	2	3	4	5	6	7
就労選択支援	利用者数（人）				0	0	6
就労移行支援	利用日数（日）	199	198	203	209	215	221
	利用者数（人）	10	11	11	12	12	13
就労継続支援（A型）	利用日数（日）	611	674	707	742	779	817
	利用者数（人）	29	33	34	35	36	37
就労継続支援（B型）	利用日数（日）	2,583	2,769	2,907	3,052	3,204	3,365
	利用者数（人）	155	155	162	170	179	188
就労定着支援	利用者数（人）	4	0	2	2	2	2
療養介護	利用者数（人）	5	6	6	6	6	6

【日中活動系サービスの実績と見込量②】（月あたり）

		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 （ショートステイ）	利用日数 （日）	142	92	94	97	100	103
	利用者数 （人）	6	10	10	10	11	11
	うち強度行動障 がい有する者	利用日数 （日）		0	0	0	0
		利用者数 （人）		0	0	0	0
	うち高次脳機能障 がい有する者	利用日数 （日）		0	0	0	0
		利用者数 （人）		0	0	0	0
	うち医療的ケア を必要とする者	利用日数 （日）		14	14	14	14
		利用者数 （人）		2	2	2	2

【日中活動系サービスの見込量確保のための方策】

- 福祉施設や事業所等と連携を図り、利用者のニーズに応えられる多様な日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。
- 退院が可能な精神障がいのある人の相談支援事業所の活用を促進し、精神障がいがある人の地域移行及び就労移行を図ります。
- 利用者のニーズを把握してサービス量の充実を図るとともに、緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービス提供に努めます。
- 今後の基盤整備については、新規施設の整備だけでなく、既存施設の増床や空き施設の利用等、社会資源を活用した補助や援助を実施していきます。
- 日中活動系サービスの一部は、利用期限が定められているものもあるため、切れ目なく他のサービスによる支援が可能な体制の構築に努めます。
- 自立支援協議会・就労部会の中で、障害者就業・生活支援センターひまわり、公共職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校、就労継続支援事業者、企業等、就労関係団体・機関等との連携を強化し、就労支援ネットワークの充実に努めます。
- 就労移行支援の利用者の働く場の創出のため、本市における障がいのある人の法定雇用率の遵守と障がいのある人の計画的な雇用に努めます。
- ふじのくに型福祉サービス（生活介護、短期入所）の利用について、高齢者向けの施設（デイサービスセンターや特別養護老人ホーム等）で、障がいのある人や子どもを受け入れて、ともに過ごすことができるよう呼びかけていきます。

3 居住系サービス

①自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用している障がいのある人のうち、一人暮らしを希望する人を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

②共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営むのに支障のない程度の障がいのある人を対象に、主に夜間において、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。

③施設入所支援

施設に入所している障がいのある人に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。

【居住系サービスの実績と見込量】（月あたり）

		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
	うち精神障がい者数（人）	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	利用者数（人）	48	55	55	58	63	68
	うち精神障がい者数（人）	13	18	18	18	18	19
うち強度行動障がい有者	利用者数（人）			2	2	2	2
うち高次脳機能障がい有者	利用者数（人）			1	1	1	1
うち医療的ケアを必要とする者	利用者数（人）			0	0	0	0
うち日中サービス支援型	利用者数（人）			4	4	4	4
施設入所支援	利用者数（人）	46	45	45	44	43	42

【居住系サービスの見込量確保のための方策】

- グループホームの新設等は、県及び近隣市町と協議しながら、利用者のニーズに応じた施設整備を促進します。
- 施設職員の資質のさらなる向上を目的に、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。
- 精神障がいのある人に対応するグループホームについて、医療機関や社会復帰施設等を運営する医療法人や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。
- 入所待機者のうち、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い人が優先して入所できるよう働きかけます。
- 事業者に虐待防止・差別解消に関する制度の周知・啓発を図るとともに、自立支援協議会等を通じて、地域で生活できる環境を整備していきます。

4 相談支援

①計画相談支援

障がいのある人の障がい福祉サービスの利用にあたって、指定相談支援事業者が必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況の検証を行います。

②地域移行支援

入所施設や精神科病院等から地域生活への移行を希望する人に対し、住居の確保等必要な支援を行います。

③地域定着支援

居宅において単身での地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じる地域生活における課題について、相談や訪問等を行います。

【相談支援の実績と見込量】（月あたり）

		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数（人）	321	357	374	392	412	432
地域移行支援	利用者数（人）	2	1	1	1	1	1
	うち精神障がい者数（人）	2	1	1	1	1	1
地域定着支援	利用者数（人）	0	0	0	1	1	1
	うち精神障がい者数（人）	0	0	0	1	1	1

【相談支援の見込量確保のための方策】

- 障がいのある人に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくり等、体制の充実を図ります。
- 病院からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、支援していきます。
- サービス等利用計画の作成対象者拡大に引き続き対応していくとともに、指定特定相談支援事業者の継続的な確保に努めます。

(2) 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業の概要

【目的】

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的かつ効率的に実施・提供することを目的としています。また、障がいのある人及び障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目指しています。

【事業内容】

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、自治体の判断によって実施の有無を決定できる任意事業の2種類があります。

【費用負担】

地域生活支援事業に係る費用は、国が全体の1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担します。また、実施主体である市町村の判断で、利用者が負担する利用料を求めることが可能です。

2 必須事業の提供見込量と確保のための方策

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる“社会的障壁”を取り除くため、障がいのある人等や障がいに対する理解を深めるための研修・啓発の実施を通して、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

【各年度の実績と実施の有無】

		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 障害者週間（12月3日～12月9日）の時期に合わせて、積極的に障がいのある人への理解を深めるための啓発活動を行います。

②自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）への支援を通して、共生社会の実現を図ります。

【各年度の実績と実施の有無】

		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 障がい者団体等による活動を支援します。

③相談支援事業

○基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、専門職員を配置し相談支援機能を強化するものです。

○居住サポート事業

障がいのある人の一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居に必要な調整を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて、障がいのある人の地域生活を支援します。

【各年度の実績と実施の有無】

		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有
居住サポート事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 障がい者相談支援事業所については、市内に存在する2か所の事業所以外に、近隣市町の相談支援事業所にも委託を行うことで、障がいのある人の相談体制の充実を図ります。
- 困難な事例や緊急性の高い事例に対応する「基幹相談支援センター」を設置し、相談支援体制の一層の強化を図ります。
- 相談支援事業の充実に向けて、裾野市障がい者自立支援協議会において、ネットワーク体制の構築・強化を図ります。
- 身近な相談支援事業所として、福祉サービス利用者以外にも、居住サポートをはじめ、生活面における支援を行っていきます。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、親族がいない等の理由がある場合に、市長による申立てを実施するとともに、低所得者の方に対して、申立てに必要な経費（登記手数料や鑑定費用等）や後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

【各年度の実績と見込量】（年あたり）

		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 （人）	0	0	0	1	1	1

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- 市長による申立てに要する経費及び後見人の報酬について助成します。
- 障がいのある人の権利擁護についての理解を促進するとともに、本事業を必要とする人への情報提供を通して、成年後見制度の利用の促進を図ります。
- 障がいのある人だけでなく、高齢者に対する後見制度とも一体的な仕組みを整備していくことが求められているため、地域包括支援センターや社会福祉協議会とも連携を強化し、制度の周知を図るとともに、利用が必要と認められる人の利用促進を図ります。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に実施する社会福祉法人や社団法人、NPO法人等の法人を確保するための体制の整備、並びに市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援します。

【各年度の実績と実施の有無】

		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	検討	検討	検討	検討	検討	検討

【見込量確保のための方策】

- 成年後見制度利用者の動向を見据えつつ、事業の実施については、近隣市町の状況を注視するとともに県の助言を受けながら、広域での実施を含めて検討を進めます。

⑥意思疎通支援事業

聴覚、音声言語障がい等のために意思疎通を図ることに支障がある人等の意思疎通を円滑に図るために、手話通訳者等・要約筆記者等を派遣します。

【各年度の実績と見込量】（年あたり）

		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	実利用回数（回）	62	34	60	65	65	65
要約筆記者派遣事業	実利用回数（回）	1	1	1	1	1	1
手話通訳者設置事業	設置者数（人）	0	0	0	0	0	0

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- 従来のサービス水準が低下しないよう、利用者のニーズの把握に努めます。
- 要約筆記者派遣事業の利用促進について、対象者に対して、障がい者手帳取得時に制度説明を行います。

⑦日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人及び子どもに対し、障がいの種別、程度に応じて、以下の日常生活用具の給付や貸与を行います。

【主な日常生活用具】

種 類	概 要
介護・訓練支援用具	身体介護を支援する用具 (特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器等)
自立生活支援用具	入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具 (入浴補助用具、特殊便器、電磁調理器、聴覚障がい者用屋内信号装置等)
在宅療養等支援用具	在宅療養等を支援する用具 (透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、盲人用体温計等)
情報・意思疎通支援用具	情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する用具 (携帯用会話補助装置、点字器、聴覚障がい者用通信装置、人工喉頭等)
排せつ管理支援用具	排せつ管理を支援する用具 (ストーマ装具、紙おむつ、収尿器)
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【各年度の実績と見込量】(年あたり)

		実績値(令和5年度は見込値)			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業	合 計(件 数)	1,132	1,226	1,279	1,319	1,357	1,396
	①介護・訓練支援	9	5	10	10	10	10
	②自立生活支援	14	18	20	20	20	20
	③在宅療養等支援	12	15	26	30	30	30
	④情報・意思疎通支援	9	9	9	9	10	10
	⑤排せつ管理支援	1,085	1,178	1,213	1,249	1,286	1,325
	⑥居宅生活動作補助(住宅改修費)	4	1	1	1	1	1

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- サービスを必要としている重度の障がいのある人及び子どもに、適切な用具が給付・貸与できるよう、日常生活用具についての情報提供の充実に努めるとともに、事業者に対する情報提供を充実させ、多様な事業者の参入促進を図ります。

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成講座を市単独で開催し、聴覚障がい者等との交流活動の促進並びに本市の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

【各年度の実績と見込量】（年あたり）

		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	講座修了見込者数（人）	-	6	-	14	-	10

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- 2年間の養成研修（入門講座、基礎講座を隔年で開催）を実施します。
- 利用者がより受講しやすい環境について検討を進めます。

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

【各年度の実績と見込量】（年あたり）

		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用時間（時間）	382	401	420	430	440	450
	利用人数（人）	10	12	12	13	14	15

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- 障がいのある人の社会参加や余暇活動を促進させるために、移動支援事業の周知に今後も一層努めていきます。
- 移動支援事業の必要量を的確に把握し、サービスを必要とする障がいのある人へ、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。
- 事業者に対して情報提供の充実を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。
- 障がいのある人が適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者に専門的な人材の確保及び資質の向上を図るよう働きかけていきます。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人等の通いの場として地域活動支援センターを運営し、地域の実情に応じた創作的活動・生産活動等の機会の提供を通して、自立と社会参加の促進を図ります。また、専門職員を配置し、社会基盤との連携強化のための調整や障がいのある人に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業の実施を検討します。

【各年度の実績と見込量】（年あたり）

		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター機能強化事業	箇所数（箇所）	1	1	1	1	1	1
	利用者数（人）	222	221	240	300	310	320

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- 地域活動支援センターでの活動内容や近隣市町の施設の情報等についての周知を図ります。
- 障がいのある人及び障がいに対する理解の促進を図るため、専門職員の配置について検討を進めます。
- 事業者に対し、活動の場の拡大と活動内容の充実について働きかけます。

3 任意事業の提供見込量と確保のための方策

①訪問入浴サービス事業

入浴が困難な在宅の身体障がいのある人を対象に居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

【各年度の実績と見込量】（年あたり）

		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	利用回数（回）	341	299	310	320	325	330
	利用者数（人）	4	4	4	5	6	7

②日中一時支援事業

日中、障がい福祉サービス事業所や障がい者支援施設等において、障がいのある人等に活動の場を提供し、見守るとともに、社会に適應するための日常的な訓練等を行います。

【各年度の実績と見込量】（月あたり）

		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	利用回数（回）	275	320	350	370	400	420
	利用者数（人）	55	60	65	65	68	70

③レクリエーション活動支援事業

障がいのある人が、レクリエーションを通じて体力強化、交流、余暇等に資する機会及びスポーツに触れる機会を得られるよう、月1回程度スポーツ教室を開催します。

【各年度の実績と見込量】（年あたり）

		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
レクリエーション活動支援事業	実施回数（回）	8	8	10	12	12	12

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- 以上の事業は、障がいのある人がそれぞれ有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業であることから、継続して実施していきます。
- 事業所に対して情報提供の充実を図るとともに、多様な事業者の参入が図られるよう働きかけます。
- 各サービスの利用について、対象者への周知を図っていきます。

(3) 児童福祉法等に基づく障がい児支援サービス

「児童福祉法」等に基づく障がい児支援サービスとして、通所サービスは市が、入所サービスは県が実施します。また、18歳以上の障がい児施設利用者には、「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスにより対応します。

1 障がい児通所支援

①児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある子どもについて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。

【各年度の実績と見込量】（月あたり）

		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用日数（日）	447	460	475	480	490	500
	利用者数（人）	34	36	38	39	40	41

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- 療育へのニーズの高まりがみられることから、サービス見込量の確保に向けて、提供事業者との連携を強化します。

②放課後等デイサービス

学校就学中の発達に課題のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。

【各年度の実績と見込量】（月あたり）

		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	利用日数（日）	1,391	1,526	1,600	1,650	1,700	1,750
	利用者数（人）	93	100	105	108	110	115

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- 放課後等デイサービス事業所連絡会を通じて、学校や提供事業者との連携を強化します。
- 高校卒業に伴って本サービスの利用が終了することから、障がいのある子どもの発達に合わせて、将来を見据えたサービスの提供に努めます。

③保育所等訪問支援

発達に課題のある子どもが通う幼稚園や保育所等を訪問し、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【各年度の実績と見込量】（月あたり）

		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	利用日数（日）	3	5	6	7	7	8
	利用者数（人）	2	4	4	5	5	6

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- 発達に課題のある子どもが、幼稚園や保育所等に適応（移行）できるよう、市の特別支援教育相談員と提供事業者、計画相談支援事業所等の連携を強化し、サービス見込量を確保します。

④居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児等の重度の障がいのある子ども等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な子どもを対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知能技能の付与等の支援を行います。

【各年度の実績と見込量】（月あたり）

		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	利用日数（日）	0	0	0	1	1	1
	利用者数（人）	0	0	0	1	1	1

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- 重症心身障がい児の支援については、県と連携しながら、広域での対応を図ります。

2 障がい児相談支援

①障がい児相談支援

障がいのある子どもの障がい児支援サービス等の利用にあたって、子どもの心身の状況や環境、子どもまたはその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障がい児支援利用計画の作成と、サービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。

【各年度の実績と見込量】（月あたり）

		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	利用人数（人）	152	158	162	167	172	178

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- 毎月実施している相談支援事業所連絡会において、計画策定のスケジュールの確認を行うとともに、サービスを利用している人に必要なサービスについての情報が適切に提供されるよう、よりきめ細かな支援を行います。

3 発達障がいのある人への支援

発達障がいのある人の早期発見及び早期支援には、発達障がいのある人及びその家族等への支援が重要となります。発達障がいのある人及びその家族の支援体制の確保に係る見込量を設定します。

①ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の支援プログラム等

保護者等が子どもの発達障がいの特性について理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応をとることができるよう、子どもとの適切な関わり方についての指導・支援を行います。また、これらの指導・支援を実施するペアレントメンター（障がいのある子ども等の子育て経験のある親で、その経験を活かし、子どもが障がいの診断を受けて間もない親等に対し、助言や相談を行う者）の確保が必要となります。

②ピアサポートの活動

障がいのある当事者が自らの経験を活かして、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流等を図ったりする活動を行います。

【各年度の実績と見込量】（月あたり）

		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援プログラム等（保護者）	受講者数（人）	9	6	0	5	5	5
支援プログラム等（支援者）	人数（人）	-	-	1	2	2	3
ペアレントメンター	人数（人）	-	1	2	2	2	3
ピアサポートの活動	参加人数（人）	0	0	10	10	10	10

【必要なサービス見込量確保のための方策】

- 総合福祉課が実施するペアレントプログラムにて、発達障がいのある子どもを持つ保護者の子育て不安の軽減を図ります。
- 支援プログラムを実施するペアレントメンターの役割を担う人材の発掘を図るとともに、ペアレントメンターの資格に必要な研修等の受講を推奨していきます。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の周知・啓発

市民の障がい福祉に関する意識の高揚を図るため、計画の趣旨や基本理念、目標、推進されている取り組み等について、広報紙や市ホームページ等の様々な媒体を用いて周知していくとともに、障害者週間（12月3日～12月9日）等に伴うイベントをはじめとする各種行事において広報・啓発活動を実施することで、障がいに関する理解の促進を図っていきます。

2 計画の推進体制の構築

障がい者施策は、福祉・保健・医療・教育・就労・生活環境等の多くの分野に関係しています。障がいのある人のニーズに合った施策を展開していくために、専門機関との協力、当事者団体やボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、地域の事業者等の多くの地域関係団体・機関と相互に連携しながら、総合的な取り組みを実践していきます。

また、あらゆる機会において障がいのある人やその家族・介護者のニーズや意見を把握し、施策に反映させていくよう努めていきます。

3 計画の進行管理と評価

本計画の着実な実行に努めるため、PDCAマネジメントサイクルに基づき、計画の進行管理、施策の実施状況については自立支援協議会において随時評価を行います。評価結果をもとに、必要に応じて当該施策・事業の必要性等について関係機関と協議するとともに、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、効果的な計画となるよう見直しについて適宜検討します。



資料編

1 裾野市障害者計画等策定委員会設置条例

○裾野市障害者計画等策定委員会設置条例

平成 26 年 3 月 4 日

条例第 4 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害福祉計画（以下「障害者計画等」という。）の策定及び見直しをするため、裾野市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、障害者計画等の策定及び見直しについて調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉及び障がい者関係団体の代表
- (2) 保健及び医療関係者
- (3) 地域住民団体の代表
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委員会の答申が終了するまでとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

4 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 裾野市障害者計画等策定委員会委員名簿

任期：令和5年6月19日～令和6年3月31日

(順不同・敬称略)

	氏 名	法人名等	備 考
1	高村 寿彦	裾野市社会福祉協議会 事務局長 法人代表	委員長
2	成川 哲平	裾野市手をつなぐ育成会 みどり作業所主任 障害者関係団体（知的）	
3	服部 保作	裾野市身体障害者福祉会 会長 障害者関係団体（身体）	
4	堀合 喜義	精神保健福祉会 すそのきせがわ会 幹事 障害者関係団体（精神）	
5	保科 雄二	静岡県立御殿場特別支援学校 教諭(コーディネーター) 教育関係者（学校）	
6	藤田 義之	沼津公共職業安定所 所長 雇用・就労関係者（国）	
7	須田 早苗	障害者就業・生活支援センターひまわり 所長 雇用・就労関係者（国県）	
8	渡邊 加代子	裾野市民生委員・児童委員協議会 障がい児者福祉部会 部会長	
9	勝又 亜矢	茶畑ヒルズ介護長 障害福祉サービス事業者（者）	
10	岩田 操子	富岳裾野学園 園長 障害福祉サービス事業者（児）	
11	勝又 一郎	裾野市相談支援センターうぐいす センター長 相談支援事業者（市内）	副委員長
12	前田 薫	医療法人社団形外会 三島森田病院 ケースワーカー	

3 計画の策定経過

日 程	内 容	備 考
令和5年1月12日 ～1月27日	○市民アンケート調査の実施	
令和5年6月19日	○第1回裾野市障害者計画等策定委員会 『第7期裾野市障がい福祉計画・第3期裾野市障がい 児福祉計画』について	
令和5年12月6日	○第2回裾野市障害者計画等策定委員会 『第7期裾野市障がい福祉計画・第3期裾野市障がい 児福祉計画』素案について	
令和5年12月25日 ～令和6年1月25日	○パブリックコメントの実施 『第7期裾野市障がい福祉計画・第3期裾野市障がい 児福祉計画』に対する意見募集	
令和6年2月7日	○第3回裾野市障害者計画等策定委員会 『第7期裾野市障がい福祉計画・第3期裾野市障がい 児福祉計画』の承認について	

すそのふれあいプラン

第7期裾野市障がい福祉計画 第3期裾野市障がい児福祉計画

令和6年3月

発 行 裾野市

企画・編集 裾野市 総合福祉課

〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059

電話：055-995-1820 FAX：055-992-3681

ホームページ URL

<http://www.city.susono.shizuoka.jp/>

メールアドレス

syougai-f@city.susono.shizuoka.jp